

# 国立国会図書館 調査及び立法考査局

Research and Legislative Reference Bureau  
National Diet Library

論題 Title	家計資産の現状とその格差—近年の動向と主要国との比較—
他言語論題 Title in other language	Situation and Distribution of Household Wealth in Japan: Recent Trends and Comparison with Major Countries
著者 / 所属 Author(s)	小池 拓自 (Koike, Takuji) / 国立国会図書館調査及び立法考査局専門調査員 総合調査室
雑誌名 Journal	レファレンス (The Reference)
編集 Editor	国立国会図書館 調査及び立法考査局
発行 Publisher	国立国会図書館
通号 Number	827
刊行日 Issue Date	2019-12-20
ページ Pages	01-28
ISSN	0034-2912
本文の言語 Language	日本語 (Japanese)
摘要 Abstract	我が国の家計資産は総額 3 千兆円である。その格差は、主要国の中で最も小さく、拡大のペースも緩やかであるが、機会の平等や社会の安定への影響の観点から今後の動向を注視する必要がある。

\* 掲載論文等は、調査及び立法考査局内において、国政審議に係る有用性、記述の中立性、客観性及び正確性、論旨の明晰（めいせき）性等の観点からの審査を経たものです。

\* 意見にわたる部分は、筆者の個人的見解であることをお断りしておきます。

# 家計資産の現状とその格差

## —近年の動向と主要国との比較—

国立国会図書館 調査及び立法考査局  
専門調査員 総合調査室 小池 拓自

### 目 次

はじめに

#### I 家計資産の概要

- 1 家計資産の推移
- 2 金融資産の状況
- 3 非金融資産の状況

#### II 家計資産格差の現状

- 1 分布の状況
- 2 格差を表す各種指標
- 3 世帯属性別の特徴
- 4 純資産マイナス世帯

#### III 家計資産格差の先行研究

- 1 過去からの動向
- 2 国際比較

#### IV データから見る我が国の家計資産格差

- 1 資産種類別の家計資産格差
- 2 家計金融資産の格差
- 3 主要国との比較

おわりに

補論 I マクロ統計と標本調査の相違

補論 II 標本調査間の相違

キーワード：家計、資産、金融資産、貯蓄、格差、不平等、ジニ係数

## 要 旨

- ① マクロ統計である国民経済計算によれば、我が国の家計が保有する金融資産は、上下動があるものの増加基調にあって1902兆円、土地や住宅などの非金融資産は、バブル崩壊後、減少傾向にあってピークの6割程度の水準の1075兆円である。それらの合計である総資産は2977兆円（名目GDPの5.5倍）であり、家計の負債総額が314兆円であるため、総資産から負債を控除した家計の純資産は2663兆円（同4.9倍）、金融資産から総負債を控除した家計の純金融資産は1587兆円（同2.9倍）である。（数値はいずれも平成29（2017）年末のもの）
- ② 家計資産は、家計セクター内で偏在しており、これを分析する際には、ミクロ統計である全国消費実態調査や家計調査など標本調査を用いる。世帯別の家計資産は、資産が増えるにつれて世帯数が減少する分布を示している。資産保有額が平均値に満たない世帯が半数を超える一方、少数の世帯が高額の資産を保有する状況である。このような資産格差は、過去から累積した結果であり、所得格差よりも大きい。
- ③ 我が国の家計資産の格差は、人口構成の変化（高齢化）や時価変動の影響を受けつつ、金融資産の格差は拡大傾向にある一方、非金融資産の格差は減少傾向にある。なお、我が国の資産格差は主要国の中で最も小さく、拡大のペースも緩やかである。
- ④ 資産格差は各世帯のこれまでの働き方や消費の選択が累積した結果が土台となっており、これを是正することは、所得格差の是正以上に「結果の平等」を目指す意味を持つ。「機会の平等」は自由な競争の基盤となり、経済の効率性を高めることに寄与するが、「結果の平等」は、それとは異なり無条件で求めるべきものとは言えない。しかし、親世代の資産格差が、次世代の「機会の平等」を阻害している可能性はある。また、リスクに脆弱な世帯の増加は社会の安定を損なう可能性もある。
- ⑤ 現状においては、我が国の家計資産格差は主要国と比較して小さいものの、純資産がマイナスとなる世帯が5%程度存在するなど失業や疾病などのリスクに対して脆弱な世帯が増えている。一方、純金融資産として1億円以上を持つ富裕層は徐々に増加している。資産格差が「機会の平等」を歪めたり、社会の安定を阻害したりする状況になっていないか、その絶対的基準はないものの、少なくとも状況を継続的に確認する必要がある。その結果は、税制、住宅政策、労働政策、社会保障政策などの議論において、活用されることが期待される。

## はじめに

我が国の家計が保有する資産は、バブル崩壊後の1990年代や2009年の世界金融危機後に減少した時期があったものの、持続的に増加してきている。その総額は約3000兆円（名目GDPの5.5倍）、うち金融資産だけでも1900兆円（同3.5倍）に達している（平成29（2017）年末）。

家計全体の資産額の増減とは別に、家計セクター内の格差の状況にも着目する必要がある。家計資産は偏在しており、保有資産が少額である世帯が多数ある一方、高額な資産を保有する世帯が少数存在している。このような家計資産の格差は、過去からの累積の結果であるため、通常は所得の格差を上回る。Ⅱで示すように、我が国においては、総資産から負債を控除した純資産ベースで見て、上位10%の世帯が家計全体の4割を保有する状況であり、一方、下位5%の世帯は負債が総資産を上回り純資産マイナスとなっている。

本稿<sup>(1)</sup>の目的は、我が国の家計資産について、格差が拡大しているのか、外国と比較して格差は大きいのかなどの特徴を明らかにすることである。以下、Ⅰにおいて我が国の家計資産の全体像を確認し、Ⅱにおいて格差の現状をまとめる。続いてⅢにおいて家計資産格差の先行研究を紹介して、Ⅳにおいて各種データを用いて過去からの格差の動向や主要国との比較を行う。

## Ⅰ 家計資産の概要

### 1 家計資産の推移

家計の保有する資産には、金融資産と非金融資産（主に土地や住宅など）がある。最初に、マクロ統計である内閣府の発表する「国民経済計算」を用いて、我が国の家計が保有する資産全体の推移と現状を概観する（表1・図1）。家計金融資産は、バブルが崩壊した平成2（1990）年や、世界金融危機時の平成19（2007）～平成20（2008）年に、一時的に減少した以外は、増加を続けており、平成29（2017）年末で1902兆円となっている。一方、土地や住宅などの非金融資産は、平成2（1990）年の1742兆円をピークに減少傾向にあり、平成29（2017）年末で1075兆円となっている。

家計が保有するこれらの金融資産と非金融資産の合計は2977兆円（名目GDPの5.5倍）である。家計の負債総額は、314兆円であるため、総資産から負債を控除した家計の純資産は、2663兆円（同4.9倍）、金融資産から負債を控除した家計の純金融資産は1587兆円（同2.9倍）である。これらは、バブル経済時のピークである平成2（1990）年の総資産2736兆円、純資産2403兆円を250兆円前後上回っている。ただし、この増分は統計の基準変更の影響にほぼ相当する<sup>(2)</sup>。したがって、現在の家計の保有する総資産、純資産は、バブル経済時のピークとおおむね水準と考えられる。

\* 本稿は令和元（2019）年10月4日までの情報を基にしており、インターネット情報への最終アクセス日も同日である。

(1) 本稿は小池拓自「家計資産の現状とその格差」『レファレンス』682号、2007.11、pp.67-84。<[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_999705\\_po\\_068204.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_999705_po_068204.pdf?contentNo=1)>を最新のデータを用いて更新したものである。

(2) 表1は、国民経済計算（SNA）の国際基準の変更に伴い、1980年から1990年の数値は93SNAによるものであり、1995年以降は2008SNAによるものである。93SNAの最終値は2009年であり、総資産は2403兆円、同年の2008SNAによる総資産は2652兆円であることから、基準の見直しによって約250兆円増加したことになる。

なお、我が国の家計が保有する資産は、人口1人当たり2331万円、1世帯当たり5131万円となる<sup>(3)</sup>。

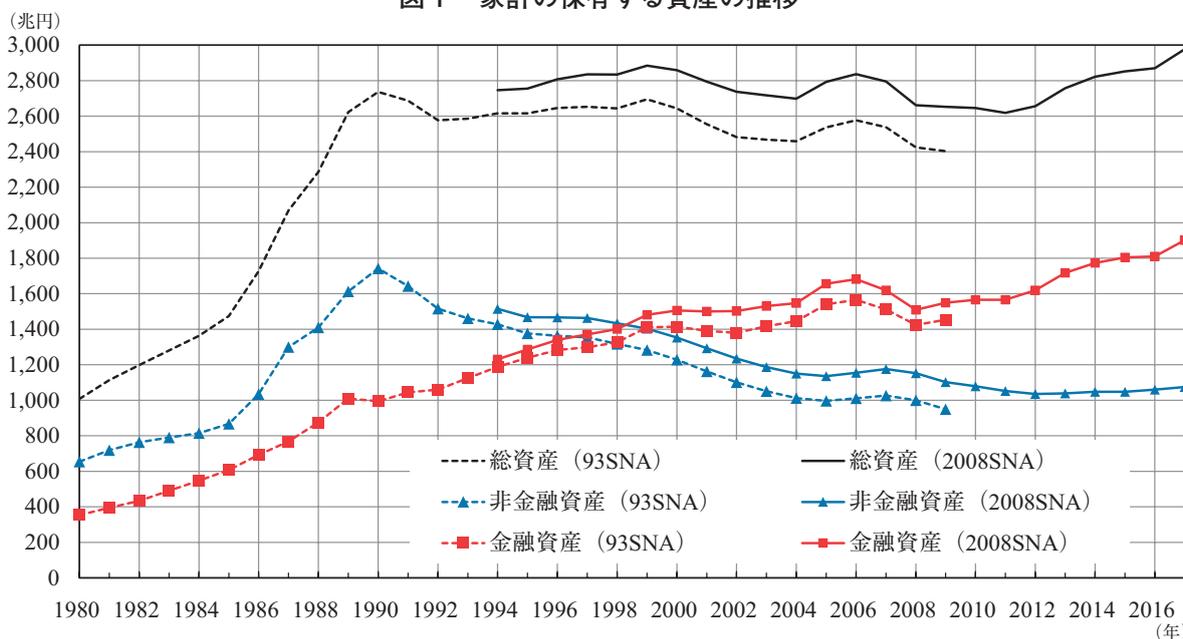
表1 家計の保有する資産

(単位：兆円)

	昭和 55 (1980)	昭和 60 (1985)	平成 2 (1990)	平成 7 (1995)	平成 12 (2000)	平成 17 (2005)	平成 22 (2010)	平成 27 (2015)	平成 28 (2016)	平成 29 (2017)
総資産	1,008	1,475	2,736	2,755	2,859	2,792	2,645	2,852	2,869	2,977
金融資産	354	608	994	1,287	1,506	1,657	1,566	1,805	1,810	1,902
非金融資産	654	867	1,742	1,468	1,353	1,136	1,079	1,047	1,060	1,075
うち土地	476	674	1,485	1,103	971	759	715	683	698	710
総負債	129	197	333	319	341	322	307	303	308	314
純資産	879	1,278	2,403	2,436	2,519	2,471	2,338	2,549	2,561	2,663
純金融資産	224	411	661	968	1,165	1,335	1,259	1,501	1,501	1,587
名目 GDP	243	325	443	513	527	524	500	531	536	545
総資産/GDP	4.2 倍	4.5 倍	6.2 倍	5.4 倍	5.4 倍	5.3 倍	5.3 倍	5.4 倍	5.4 倍	5.5 倍
金融資産/GDP	1.5 倍	1.9 倍	2.2 倍	2.5 倍	2.9 倍	3.2 倍	3.1 倍	3.4 倍	3.4 倍	3.5 倍
非金融資産/GDP	2.7 倍	2.7 倍	3.9 倍	2.9 倍	2.6 倍	2.2 倍	2.2 倍	2.0 倍	2.0 倍	2.0 倍
純資産/GDP	3.6 倍	3.9 倍	5.4 倍	4.8 倍	4.8 倍	4.7 倍	4.7 倍	4.8 倍	4.8 倍	4.9 倍

(注) 国民経済計算 (SNA) の国際基準の変更に伴い、1990 年までは 93SNA、1995 年以降は 2008SNA を用いた。  
 (出典) 「2009 年度国民経済計算 (2000 年基準・93SNA)」内閣府ウェブサイト <[https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/data\\_list/kakuhou/files/h21/h21\\_kaku\\_top.html](https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/data_list/kakuhou/files/h21/h21_kaku_top.html)>; 「2017 年度国民経済計算 (2011 年基準・2008SNA)」同 <[https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/data\\_list/kakuhou/files/h29/h29\\_kaku\\_top.html](https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/data_list/kakuhou/files/h29/h29_kaku_top.html)> を基に筆者作成。

図1 家計の保有する資産の推移



(注) 国民経済計算 (SNA) の国際基準の変更に伴い、1994~2009 年は 93SNA と 2008SNA の 2 つの系列を掲載した。  
 (出典) 「2009 年度国民経済計算 (2000 年基準・93SNA)」内閣府ウェブサイト <[https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/data\\_list/kakuhou/files/h21/h21\\_kaku\\_top.html](https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/data_list/kakuhou/files/h21/h21_kaku_top.html)>; 「2017 年度国民経済計算 (2011 年基準・2008SNA)」同 <[https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/data\\_list/kakuhou/files/h29/h29\\_kaku\\_top.html](https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/data_list/kakuhou/files/h29/h29_kaku_top.html)> を基に筆者作成。

(3) 平成 30 (2018) 年 1 月 1 日現在、日本の人口は 1 億 2770 万 7259 人、世帯数は 5800 万 7536 世帯 (総務省自治行政局住民制度課「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数のポイント (平成 30 年 1 月 1 日現在)」pp.1, 4. <[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000563133.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000563133.pdf)>)。

## 2 金融資産の状況

### (1) マクロ統計

我が国の家計が全体として膨大な金融資産を保有する象徴として、日本銀行が四半期ごとに発表する「資金循環勘定」に記載された家計金融資産（最新値は1860兆円（令和元（2019）年6月末・速報値<sup>(4)</sup>）が頻繁に紹介される。資金循環統計は、政府、金融機関、法人、家計等の経済主体の金融取引と金融残高について、金融市場統計や財務諸表等を用いて、必要な推計を行って作成されている<sup>(5)</sup>。この統計は、前述した「国民経済計算」の一部を構成する。

家計金融資産1860兆円を基に計算すれば、我が国の家計が保有する金融資産は、人口1人当たり1457万円、1世帯（世帯人員平均2.2人）当たり3207万円となる<sup>(6)</sup>。

### (2) 標本調査

マクロ統計に対して、各家計の金融資産（貯蓄額）をアンケートによって調査するミクロ統計（標本調査<sup>(7)</sup>）としては、総務省統計局「全国消費実態調査」<sup>(8)</sup>、同「家計調査」、厚生労働省「国民生活基礎調査」、金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査」がある<sup>(9)</sup>。これらの調査内容、調査規模、調査頻度は様々である。

5年周期の調査となる全国消費実態調査の最新時点である平成26（2014）年11月に合わせて、各調査の調査時点を選択し、4つの標本調査とマクロ統計の結果を表2にまとめた。家計の保有する貯蓄額（金融資産額）の平均値は、1000万円余～1800万円余の幅があり、同時期のマクロ統計に基づく世帯当たりの金融資産額3100万円余と比較すれば著しく小さい。

### (3) マクロ統計と標本調査の相違

各標本調査を基にした家計全体の金融資産の推計値として、平均貯蓄額と世帯数の積を求めると、その値は600兆円弱～1000兆円強であり、マクロ統計である資金循環統計の3～6割の水準にすぎない小さい値となる（表2）。その理由として、以下の4つの要因が考えられる（詳細は補論Iを参照）。ただし、これらの要因の影響の大きさは明らかではない（①の金融資産の範囲の影響はある程度明らかだが、明確に定量化することはできない）。

(4) 「資金循環統計（速報）（2019年第1四半期）」日本銀行ウェブサイト <<https://www.boj.or.jp/statistics/sj/sjpre.xlsx>>

(5) 日本銀行調査統計局「資金循環統計の作成方法」2019.2, pp.1-1-1-5. <<http://www.boj.or.jp/statistics/outline/exp/data/exsj02.pdf>>

(6) 平成31（2019）年1月1日現在、日本の人口は1億2744万3563人、世帯数は5852万7117世帯（総務省自治行政局住民制度課「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数のポイント（平成31年1月1日現在）」pp.1, 4. <[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000633313.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000633313.pdf)>。

(7) 国勢調査のように調査の対象となっている集団（母集団）の全てを調査する全数調査（悉皆調査）に対して、集団の構成単位の一部を調べて母集団全体の状況を推定する調査方法を標本調査という。「標本調査とは？～調査のしくみと設計～」総務省統計局ウェブサイト <<https://www.stat.go.jp/teacher/c2hyohon.html>>

(8) 現在実施中の令和元（2019）年調査は、全面的に見直しが行われ、名称も「全国家計構造調査」となる。「2019年全国家計構造調査」同上 <<https://www.stat.go.jp/data/zenkokukakei/2019/index.html>>

(9) 前著（小池 前掲注(1)）で紹介した郵政総合研究所「金融資産選択調査」は、平成18（2006）年度で調査を終えている。「旧郵政総合研究所 金融資産選択調査」2007.6.12. ゆうちょ財団ウェブサイト <[https://www.yu-cho-f.jp/research/old/research/kinyu/shisan\\_index.html](https://www.yu-cho-f.jp/research/old/research/kinyu/shisan_index.html)>

- ①金融資産の範囲：標本調査においては現金や未収金などが含まれない。
- ②個人企業の事業性資金：標本調査においては事業性資金が含まれていない可能性が高い。
- ③回答漏れの可能性：標本調査においては一部の資産の計上が漏れている可能性がある。
- ④回答バイアスや標本バイアス：標本調査においては過少申告や回答拒否の可能性が高い。

表2 家計の平均貯蓄額と負債額（各種統計比較）

統計名	全国消費実態調査	家計調査	国民生活基礎調査	家計の金融行動に関する世論調査	資金循環統計
実施主体	総務省統計局	総務省統計局	厚生労働省	金融広報中央委員会	日本銀行
実施周期	5年	四半期	3年	1年	四半期
対象 <sup>注1</sup>	全世帯 / 2人以上世帯	2人以上世帯	全世帯	2人以上世帯	マクロ統計
調査世帯数	56,352 / 51,656	8,076	36,419	8,000	
平均貯蓄額	1452万円 / 1565万円	1814万円	1047万円	1182万円	3103万円 <sup>注4</sup>
平均負債額	412万円 / 533万円	490万円	439万円	545万円	528万円 <sup>注4</sup>
調査時点 <sup>注2</sup>	2014年11月	2014年10～12月	2013年6月	2014年6～7月	2014年12月
金融資産総計 <sup>注3</sup>	819 / 883兆円	1023兆円	591兆円	667兆円	1751兆円

(注1) 全国消費実態調査については単身世帯を含む全世帯と2人以上世帯の統計を示している。家計調査については単身世帯を対象とする貯蓄調査を行っていないため2人以上世帯の統計のみを示している。国民生活基礎調査については全世帯の統計のみを示している。家計の金融行動に関する世論調査については2人以上世帯の統計を示している（単身世帯を対象とする調査が行われているが、調査方法が全く異なり、全世帯の統計はないため）。

(注2) 5年周期の調査となる全国消費実態調査の最新時点に合わせて、各調査の調査時点を選択した。

(注3) 各標本調査を基にした家計全体の金融資産の推計値として、貯蓄平均額と世帯数（2015年1月1日）の積を斜体字で表記した。全国消費実態調査の結果を見れば、単身世帯を含む全世帯の平均貯蓄額は、2人以上世帯の平均貯蓄額を下回っているため、2人以上世帯の平均貯蓄額を基に全体の金融資産額を推計した家計調査と家計の金融行動に関する世論調査の推計値は上振れしている可能性が高い。

(注4) マクロ統計の資産額と負債額を世帯数（2015年1月1日）で除した数値を世帯当たりの推計値として斜体字で表記した。

(出典) 総務省統計局「平成26年全国消費実態調査」e-Statウェブサイト <<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00200564&tstat=000001073908>>; 同「家計調査（貯蓄・負債編）詳細結果表」2014年10～12月期。同 <[https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00200561&tstat=000000330001&cycle=2&year=20140&month=24101200&tclass=000000330007&tclass2=000000330008&tclass3=000000330009&result\\_back=1](https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00200561&tstat=000000330001&cycle=2&year=20140&month=24101200&tclass=000000330007&tclass2=000000330008&tclass3=000000330009&result_back=1)>; 厚生労働省「平成25年国民生活基礎調査」同 <<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00450061&tstat=000001123855>>; 金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査〔二人以上世帯調査〕」2014.11.5, p.11. <<https://www.shiruporuto.jp/public/house/loan/yoron/futari/2014/pdf/yoronf14.pdf>>; 「資金循環」日本銀行時系列統計データ検索サイト <[http://www.stat-search.boj.or.jp/ssi/cgi-bin/famecgi2?cgi=\\$nme\\_a000&lstSelection=FF](http://www.stat-search.boj.or.jp/ssi/cgi-bin/famecgi2?cgi=$nme_a000&lstSelection=FF)>; 総務省「平成27年1月1日住民基本台帳人口・世帯数、平成26年（1月1日から同年12月31日まで）人口動態（都道府県別）（総計）」2015.7.1. e-Statウェブサイト <<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/file-download?statInfId=000030438567&fileKind=0>> を基に筆者作成。

#### (4) 標本調査間の相違

表2に示したように、4つの標本調査の間においても平均貯蓄額等の結果には差異がある。その背景として、以下の4つの要因が考えられる（詳細は補論IIを参照）。

- ①対象世帯：全世帯の統計があるか（単身世帯を調査対象に含むか）。
- ②調査規模：推計誤差が小さくなる大規模調査であるか。
- ③対象範囲：日常的な入出金目的の預貯金を含むか。
- ④質問方法：金融資産の総額だけでなく種類別残高を尋ねているか（計上漏れの防止）。

金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査」は③の観点から、厚生労働省「国民生活基礎調査」は④の観点から過小となっている可能性が高い。総務省統計局の「全国消費実態調査」と「家計調査」の調査票の形式はほぼ同一であり、③と④の観点からの問題はない。両者の相

違は、対象世帯と調査規模である。単身世帯を含む全世帯の統計があり<sup>(10)</sup>、大規模調査のため誤差が小さい点では全国消費実態調査の方が望ましい。ただし、同調査の調査頻度は5年ごとであるため、最新の情報が必要な場合や経年の変化を細かく観察するためには家計調査の利便性が高い。

### 3 非金融資産の状況

#### (1) マクロ統計

前述したように、マクロ統計である国民経済計算によれば、家計の保有する非金融資産は1075兆円(平成29(2017)年末)である。建物などの固定資産355兆円(33%)と土地710兆円(66%)がその大部分を占めている<sup>(11)</sup>。これを基に計算すれば、我が国の家計が保有する非金融資産は、人口1人当たり842万円、1世帯当たり1853万円となる<sup>(12)</sup>。

#### (2) 標本調査

各種標本調査のうち、総務省統計局「全国消費実態調査」は、住宅、宅地、耐久消費財等の非金融資産を調査対象とし(国民経済計算には耐久消費財は含まれていない)、それらの時価評価も行っている。5年周期の調査の最新時点である平成26(2014)年11月時点において、家計の保有する住宅及び宅地の資産額の平均値は2083万円である(表3)。ほぼ同時期のマクロ統計に基づく世帯当たりの非金融資産額1800万円余と比較すればやや大きい(住宅はマクロ統計よりも小さく、宅地はマクロ統計よりも大きい)。金融資産ほどではないが、非金融資産の総額について、標本調査とマクロ統計には差異がある<sup>(13)</sup>。

表3 家計の保有する非金融資産(平成26(2014)年)

	全国消費実態調査			全体推計値 <sup>注1</sup>	(参考) 国民経済計算	
	全世帯	2人以上世帯	単身世帯		総額	家計推計値 <sup>注2</sup>
住宅 <sup>注3</sup>	407万円	492万円	218万円	229兆円	358兆円	634万円
宅地 <sup>注4</sup>	1676万円	1832万円	1333万円	946兆円	681兆円	1206万円
計	2083万円	2324万円	1551万円	1175兆円	1038兆円	1841万円

(注1) 標本調査である全国消費実態調査を基にした家計全体の住宅及び宅地の推計値として、平均額と世帯数(5801万世帯、2015年1月1日現在)の積を斜体字で表記した。

(注2) マクロ統計である国民経済計算の資産額を世帯数(5801万世帯、2015年1月1日)で除した数値を世帯当たりの推計値として斜体字で表記した。

(注3) 全国消費実態調査の住宅は現住居と現住居以外の和である。国民経済計算の数値は固定資産の値を用いた。

(注4) 全国消費実態調査の宅地は現居住地と現居住地以外の和である。国民経済計算の数値は土地の値を用いた。

(出典) 総務省統計局「平成26年全国消費実態調査」e-Statウェブサイト <<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00200564&tstat=000001073908>>; 総務省「平成27年1月1日住民基本台帳人口・世帯数、平成26年(1月1日から同年12月31日まで)人口動態(都道府県別)(総計)」2015.7.1. 同 <<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/file-download?statInfId=000030438567&fileKind=0>>; 「2017年度国民経済計算(2011年基準・2008SNA)」内閣府ウェブサイト <[https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/data\\_list/kakuhou/files/h29/h29\\_kaku\\_top.html](https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/data_list/kakuhou/files/h29/h29_kaku_top.html)> を基に筆者作成。

(10) 家計調査は家計収支については単身世帯調査があるが、貯蓄・負債については2人以上世帯調査のみである。

(11) 非金融資産は生産資産(固定資産及び在庫)と非生産資産(土地、鉱物エネルギー資源及び非育成生物資源(漁場、森林資源))で構成され、固定資産、土地以外では在庫10兆円(1%)が大きい。

(12) 総務省自治行政局住民制度課 前掲注(3)参照。

(13) 全国消費実態調査の住宅・宅地の評価は、基本的にマクロ統計と同様に住宅は再調達価格(調査時点の建設費)を基に減価償却後の価格で評価し、宅地については地価公示等を基に評価しているため、差異の主因は評価方法ではない。「家計の実物資産の価額評価方法」総務省統計局ウェブサイト <<https://www.stat.go.jp/data/zensho/2014/pdf/assetest1.pdf>>; 「第11章 貸借対照表勘定及び調整勘定の推計」内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部『国民経済計算推計手法解説書(年次推計編)平成23年基準版』2019.4.5改訂。 <[https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/reference1/h23/pdf/chap\\_11.pdf](https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/reference1/h23/pdf/chap_11.pdf)>

## Ⅱ 家計資産格差の現状

Ⅱにおいては、家計資産の格差（偏在）の状況について、最初に我が国の現状を確認する。格差の分析は、総務省統計局「全国消費実態調査」などの標本調査<sup>(14)</sup>を用いている。なお、前述したように標本調査には回答バイアスや標本バイアスが存在する可能性があることや、金融資産については標本調査の結果がマクロ統計を大きく下回っていることについて留意する必要がある。また、調査は2人以上世帯が中心であり、単身世帯の調査は相対的に規模も小さいという問題がある。しかし、我が国の世帯規模は小さくなる傾向があり、既に単身世帯が最も多く、全体の1/3を占めているため、本稿はできるだけ単身世帯を含む全世帯を分析対象とした。

### 1 分布の状況

総務省統計局「全国消費実態調査」は、家計の収支（所得及び支出）に加えて、家計の資産（貯蓄・負債及び住宅・宅地・耐久消費財などの実物資産（非金融資産））を総合的に調査する統計である。前述したように、同調査は、5年ごとの実施という限界はあるものの、非金融資産を含む幅広い項目について、単身世帯を含めて調査しており、標本数が多く、回答率も高い。このため、我が国の資産格差を分析するための、最も基本的なデータを提供していると言える。

同調査の最新（平成26（2014）年）のデータを用いて、単身世帯と2人以上世帯を合わせた全世帯について、資産の各項目<sup>(15)</sup>を表4にまとめた。各項目の平均値は、総資産3631万円、金融資産1444万円、非金融資産2187万円（うち住宅・宅地2083万円）、負債402万円、純資産3229万

表4 家計資産の構成と平均値（平成26（2014）年 全国消費実態調査）（単位：万円<sup>注1</sup>）

総資産 (A)	非金融資産					負債 (C)	純資産 (A - C)	純金融資産 (B - C)
	金融資産(B)	住宅	宅地	その他 <sup>注2</sup>				
3,631	1,444	2,187	407	1,676	105	402	3,229	1,042
中央値 <sup>注3</sup>	820 (1.8)	—	1,730 (1.2)		—	—	1,983 (1.6)	574 (1.8)
出典表記 <sup>注4</sup>	貯蓄額	非金融資産	住宅	宅地		負債額	資産総額	金融資産

(注1) 金額は単身世帯と2人以上世帯を合わせた全世帯の平均値を表示している。

(注2) その他の内訳は耐久消費財96万円と会員権9万円である。

(注3) 中央値の統計は一部の項目のみ提供されている。( )内は平均値を中央値で除した値（AM倍率）である。なお、提供されている中央値は資産を保有する世帯のものである点には留意を要する。

(注4) 本表は全国消費実態調査の資産総額（金融資産と非金融（実物）資産の合計から負債を控除）を純資産、金融資産（貯蓄額から負債額を控除）を純金融資産と表記している。

(出典) 総務省統計局「平成26年全国消費実態調査 家計資産に関する結果（純資産）」e-Statウェブサイト <<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00200564&tstat=000001073908&cycle=0&tclass1=00001073965&tclass2=000001080904&tclass3=000001080907>> を基に筆者作成。

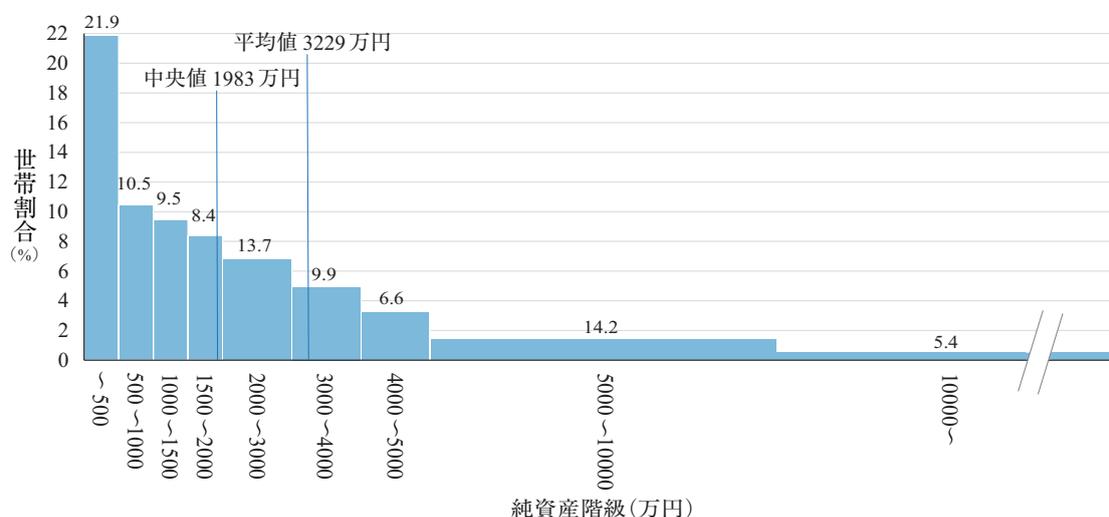
(14) 資産の分布状況を見る方法としては、①家計に直接尋ねる標本調査、②税務統計、③フロー指標（貯蓄・投資行動等）の分布統計等の累積による資産分布の推計等がある。税務統計のカバーできる範囲は限定的であり、フロー指標からの推計は、仮定次第で推計結果が大きく異なることから、標本調査を用いることが通常である。太田清「日本における資産格差」樋口美雄・財務省財務総合政策研究所編著『日本の所得格差と社会階層』日本評論社、2003、pp.25-26；小池 前掲注(1)、p.72。

(15) 全国消費実態調査は、金融資産と実物資産の合計から負債を控除した純資産額を資産総額、貯蓄額から負債額を控除した純金融資産を金融資産と表記している。本稿は、資産と負債は別々に示し、その差額を純資産と表記する。これは一般的な呼称であり、マクロ統計の呼称とも整合的である。

円、純金融資産 1042 万円となっている。一方、資産の大きさ順に全ての家計を並べ、その真ん中の家計が保有する資産額である中央値は、金融資産 820 万円、住宅・宅地 1730 万円、純資産 1983 万円、純金融資産 574 万円であり、いずれも平均値よりも小さい。平均を中央値で除した倍率（以下「AM 倍率」）は、金融資産 1.8 倍、住宅・宅地 1.2 倍、純資産 1.6 倍、純金融資産 1.8 倍である。

中央値が平均値を下回る背景には、家計資産の分布形状の特徴がある。家計資産は平均を中心に両側に対称に分布しているわけではない。図 2 は純資産について金額階級ごとの比率を図示したヒストグラムである。資産が増えるにつれて、世帯数が減少する右下がりの分布となっており、資産保有額が平均値に満たない世帯が半数を超えるため、中央値は平均値を下回ることになる。

図 2 家計の保有する純資産の分布（平成 26（2014）年 全国消費実態調査・全世界帯）



(注) 本図は全国消費実態調査の資産総額（金融資産と非金融（実物）資産の合計から負債を控除）を純資産と表記している。

(出典) 総務省統計局「平成 26 年全国消費実態調査 家計資産に関する結果（純資産）」e-Stat ウェブサイト <<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00200564&tstat=000001073908&cycle=0&tclass1=00001073965&tclass2=000001080904&tclass3=000001080907>> を基に筆者作成。

## 2 格差を表す各種指標

多数の世帯の保有する資産が少なく、少数の世帯の保有する資産が多い状況は、家計の資産が一部に偏在していることであり、格差が存在することを意味する。前述の AM 倍率（平均値／中央値）のほか、上位 25% に位置する世帯の保有する資産額を下位 25% に位置する世帯が保有する資産額で除した倍率（上位 25%／下位 25%。以下「QT 倍率」）など、任意の 2 点の資産額を比較する方法は格差を測定する指標となる。このような倍率以外には、ジニ係数や資産保有の上位層（例えば 10%）が保有する資産の全体に対するシェア（集中度）などがある。ジニ係数とは、0～1 の範囲で格差を示す指標であり、全ての世帯が同額の資産を持つ全く格差がない状態は 0、極少数の世帯に全ての資産が集中し、その他の世帯は資産を持たない状態はほぼ 1 となる。

表 5 は、金融資産、住宅・宅地資産、純資産、純金融資産別の平成 26（2014）年時点の資産格差をまとめたものである。資産の格差は過去からの積み重ねの結果でもあり、収入の格差よりも大きい。指標によっては、資産項目の中でも金融資産、純金融資産の格差が大きい。

表5 家計資産格差（平成26（2014）年 全国消費実態調査・全世帯 ジニ係数等）

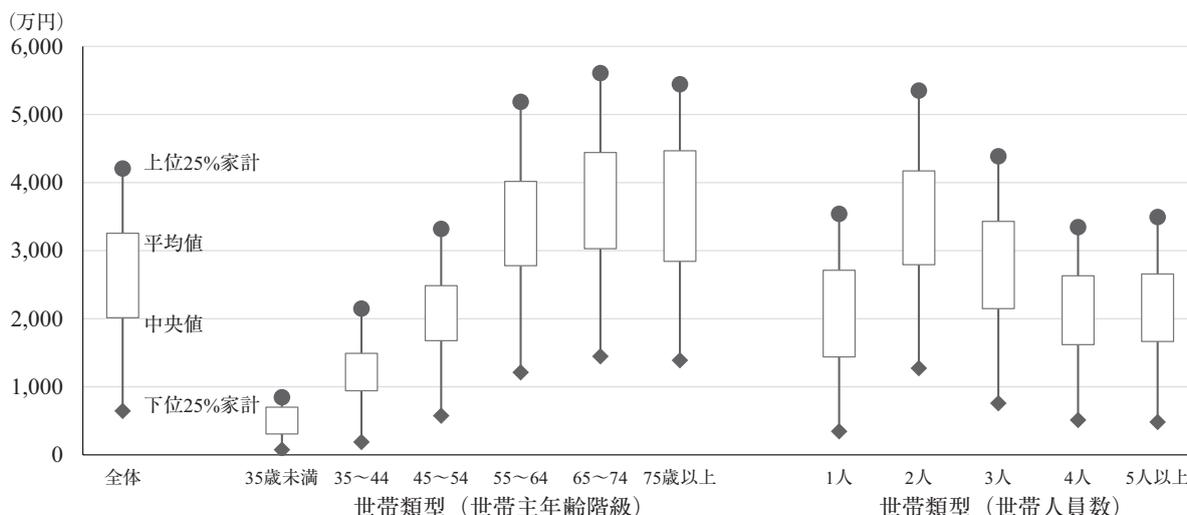
項目 <sup>注1</sup>	金融資産	住宅・宅地資産	純資産	純金融資産	(参考) 年間収入 <sup>注2</sup>
平均値／中央値 <sup>注3</sup>	1.8	1.2	1.6	1.8	1.2
上位25%／下位25% <sup>注3</sup>	6.5	2.9	6.6	43.0	2.5
ジニ係数 <sup>注4</sup>	0.617	0.604	—	—	0.359
上位10%集中度 <sup>注5</sup>	44.0%	44.7%	41.0%	—	25.9%

(注1) 本表は、全国消費実態調査の貯蓄額を金融資産、資産総額（金融資産と非金融（実物）資産の合計から負債を控除）を純資産、金融資産（貯蓄額から負債額を控除）を純金融資産と表記している。  
 (注2) 資産の格差との対比のために年間収入の格差を併記した。ただし、年間収入の上位25%値と下位25%値による倍率（QT倍率）は年間収入十分位階級表から線形補完で求めた概算値である（斜体字表記）。  
 (注3) 各資産の中央値、上位25%値、下位25%値は資産を保有する世帯のものである。  
 (注4) 負債が資産や金融資産を上回りマイナスとなる家計が存在することから、純資産、純金融資産のジニ係数は定義を踏まえて計算していない。  
 (注5) 純金融資産の上位10%の集中度のデータは提供されていない。  
 (出典) 総務省統計局「平成26年全国消費実態調査 所得分布等に関する結果」e-Statウェブサイト <<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00200564&tstat=000001073908&cycle=0&tclass1=000001073965&tclass2=000001086875&tclass3=000001086878>>; 同「平成26年全国消費実態調査 家計資産に関する結果（純資産）」同 <<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00200564&tstat=000001073908&cycle=0&tclass1=000001073965&tclass2=000001080904&tclass3=000001080907>>; 同「平成26年全国消費実態調査 資産分布に関する結果」同 <<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00200564&tstat=000001073908&cycle=0&tclass1=000001111195&tclass2=000001111196&tclass3=000001111197>> を基に筆者作成。

### 3 世帯属性別の特徴

世帯主年齢や世帯人員数による世帯類型別の家計資産（純資産）の格差を図3にまとめた。世帯主年齢が上がるにつれて、平均値、中央値は大きくなっている。上位25%に位置する世帯と下位25%に位置する世帯が保有する資産の差異も年齢とともに拡大し65～74歳が最大となる。このように絶対額で見る格差は世帯主の年齢とともに大きくなっている。一方、AM倍率（平均値／中央値）やQT倍率（上位25%／下位25%）の倍率で見る格差は若年世代が大きい（表6）。ただし、若年層の資産額は絶対額が小さいため、倍率が格差を適切に表していない可能性がある。世帯人員の全体平均は2.4人であるが、これを世帯人員別に見た場合、単身（1人）世帯の平均値、中央値は小さく、上位下位の25%に位置する世帯の資産額の差異も小さくなっている。

図3 世帯属性別の家計資産（純資産）格差（平成26（2014）年 全国消費実態調査・全世帯）



(注) 本図は、全国消費実態調査の資産総額（金融資産と非金融（実物）資産の合計から負債を控除）を純資産とし、その平均値と中央値及び上位25%・下位25%相当の世帯の保有額を世帯類型別に図示したもの。  
 (出典) 総務省統計局「平成26年全国消費実態調査 資産分布に関する結果」e-Statウェブサイト <<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00200564&tstat=000001073908&cycle=0&tclass1=000001111195&tclass2=000001111196&tclass3=000001111197>> を基に筆者作成。

表6 世帯主年齢階級別の家計資産格差（平成26（2014）年 全国消費実態調査・全世帯）

世帯主年齢階級	35歳未満	35～44	45～54	55～64	65～74	75歳以上	全体
平均値／中央値	2.3	1.6	1.5	1.4	1.5	1.6	1.6
上位25％／下位25％	11.3	11.3	5.8	4.3	3.9	3.9	6.6
上位・下位25％差異	772万円	1959万円	2745万円	3974万円	4160万円	4056万円	3562万円

（注）本表は、全国消費実態調査の資産総額（金融資産と非金融（実物）資産の合計から負債を控除）を純資産とし、その平均値と中央値及び上位25％・下位25％相当の世帯の保有額を用いて倍率と差額を表記したもの。

（出典）総務省統計局「平成26年全国消費実態調査 資産分布に関する結果」e-Statウェブサイト <<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00200564&tstat=000001073908&cycle=0&tclass1=000011111195&tclass2=000001111196&tclass3=000001111197>> を基に筆者作成。

#### 4 純資産マイナス世帯

前述したように、家計資産の分布は資産が増えるにつれて、世帯数が減少する右下がりの形状であり、純資産で見れば、500万円未満の家計が21.9%と最も多い（図2）。そのうち、純資産がマイナスとなる世帯も一定の割合（5.1%）を占めている（表7）。

表7は純資産がマイナスとなる家計の割合を、世帯主年齢階級別や住宅の所有関係別にまとめたものである。世帯主の年齢別で見れば、45歳未満の世帯において純資産がマイナスとなる世帯が多くなっている。また、持ち家世帯のうち住宅ローンがある世帯の14.8%は純資産がマイナスとなっている。住宅ローンがある世帯で純資産がマイナスとなるケースは、所有する不動産の評価がローン残高を下回っている可能性が高い。

高齢者の世帯や住宅ローンを持たない世帯（表7の持ち家Aと借家等）であっても純資産がマイナスとなる世帯は、割合がそれほど大きくはないものの存在する点には留意したい。

表7 家計資産（純資産）マイナス世帯割合（平成26（2014）年 全国消費実態調査・全世帯）

全体	世帯主の年齢階級						住居の所有関係		
	35歳未満	35～44	45～54	55～64	65～74	75歳以上	持ち家A	持ち家B	借家等
5.1%	12.0%	12.4%	7.6%	3.1%	0.9%	0.7%	0.2%	14.8%	7.5%

（注1）本表は、全国消費実態調査の資産総額（金融資産と非金融（実物）資産の合計から負債を控除）を純資産とし、それがマイナスとなる世帯の割合を世帯主の年齢階級や住居の所有関係別に表記している。

（注2）持ち家Aとは住宅ローンのない世帯、持ち家Bとは住宅ローンのある世帯。

（出典）総務省統計局「平成26年全国消費実態調査 資産分布に関する結果」e-Statウェブサイト <<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00200564&tstat=000001073908&cycle=0&tclass1=000011111195&tclass2=000001111196&tclass3=000001111197>> を基に筆者作成。

### Ⅲ 家計資産格差の先行研究

Ⅲにおいては、我が国の家計資産格差のこれまでの動向や、諸外国との比較についての先行研究を整理する。

## 1 過去からの動向

### (1) 家計資産の格差

1980年代にはバブル経済下、土地価格の高騰もあって家計の資産格差が拡大し、1990年代はその反動（土地価格の下落）によって格差は縮小した<sup>(16)</sup>。家計の資産のうち、金融資産の格差は1990年代半から2000年代半にかけて再び拡大する傾向を示した。金融資産の格差拡大傾向の主因は年齢階級内の格差（世代内格差）の拡大であると指摘されている<sup>(17)</sup>。

非金融資産の格差の分析は、非金融資産が調査対象に含まれ、時価評価もされている総務省統計局「全国消費実態調査」の結果を用いることになる。上記の結果は平成16（2004）年までの同調査の結果を用いたものであり<sup>(18)</sup>、平成21（2009）年以降の調査結果に基づく非金融資産を含めた先行研究は極めて少ない<sup>(19)</sup>。

### (2) 金融資産の格差

経済産業研究所の北尾早霧氏（所属は刊行時のもの。以下同じ。）と明治大学の山田知明氏は、総務省統計局「全国消費実態調査」を用いて労働所得、総所得及び金融資産（不動産以外の負債を控除した純資産）の不平等（格差）について、過去30年間（昭和59（1984）～平成26（2014）年）の動向を分析している<sup>(20)</sup>。両氏によれば、我が国の金融資産格差は拡大（ジニ係数：0.58→0.64、AM倍率：1.74→2.07）しており、その要因は金融資産を保有しない世帯割合の増加によって世帯主が20～65歳の世代内格差が拡大したことである。ただし、米国のように金融資産が一部の富裕層に極端に偏在する状況（上位1%世帯の金融資産シェア：日本10.2%、米国42.5%）にはない。労働所得や総所得については、人口構成の変化（高齢化）、家計構造の変化（単身世帯の増加等）、経済動向（バブル経済や長期不況とそれに伴う資産価格の変動）の影響により格差が拡大したが、金融資産については高齢化がむしろ格差縮小要因となっていると指摘している。

全国消費実態調査の最新値は平成26（2014）年である。それ以降については、調査対象が2人以上世帯かつ金融資産に限定されるものの総務省統計局「家計調査」を用いて分析する必要

(16) 浜田浩児「SNA家計勘定の分布統計の推計」『ESRI discussion paper series』No.20, 2002.12. <[http://www.esri.go.jp/jp/archive/e\\_dis/e\\_dis020/e\\_dis020.pdf](http://www.esri.go.jp/jp/archive/e_dis/e_dis020/e_dis020.pdf)>; 同「1990年代におけるSNAベースの所得・資産分布」『ESRI discussion paper series』No.129, 2005.3. <[http://www.esri.go.jp/jp/archive/e\\_dis/e\\_dis129/e\\_dis129a.pdf](http://www.esri.go.jp/jp/archive/e_dis/e_dis129/e_dis129a.pdf)>; 太田 前掲注(14), pp.21-43; 小池 前掲注(1), pp.73-75.

(17) 大竹文雄『日本の不平等—格差社会の幻想と未来—』日本経済新聞社, 2005, pp.29-35; 小池 同上

(18) 前著（小池 同上）以降の先行研究としては、大石亜希子「第2章 資産格差の動向—ライフステージ別の分析—」広井良典ほか『土地・資産をめぐる格差と社会保障及び関連政策（都市・住宅・コミュニティ政策）の展望』全国勤労者福祉・共済振興協会, 2009, pp.58-85; 稲葉由之「家計資産格差の推移」『統計』60(9), 2009.9, pp.14-19等があるが、その分析対象は前著と同様に平成16（2004）年の結果までである。

(19) 全国消費実態調査の平成21（2009）年と平成26（2014）年の結果を含めた先行研究として、鈴木孝弘・田辺和俊「各都道府県の資産格差指数の妥当性の検証」『現代社会研究』15号, 2017年度, pp.25-32. <[https://toyo.repo.nii.ac.jp/?action=repository\\_uri&item\\_id=9903&file\\_id=22&file\\_no=1](https://toyo.repo.nii.ac.jp/?action=repository_uri&item_id=9903&file_id=22&file_no=1)>がある。ただし、この研究の主目的は、資産格差を都道府県別に比較する上で妥当な格差指標を検討することである。著者は、この観点において、ジニ係数、AM倍率、上位10%集中度よりも上位10%の富裕層が保有する資産と下位10%の貧困層が保有する資産の比率（著者は「貧富比率」と命名）が適当な格差指標であるとしている。

(20) Sagiri Kitao and Tomoaki Yamada, “Dimensions of Inequality in Japan: Distributions of Earnings, Income and Wealth between 1984 and 2014,” *RIETI Discussion Paper Series*, 19-E-034, 2019.5. <<https://www.rieti.go.jp/jp/publications/dp/19e034.pdf>>; 「日本における格差の多面的分析：1984～2014年の労働所得・総所得・資産分布」（ノンテクニカルサマリー）経済産業研究所ウェブサイト <<https://www.rieti.go.jp/jp/publications/nts/19e034.html>> 分析には個票が用いられ、データは食料品を除く物価指数を用いて実質化されている。

がある。一橋大学の小塩隆士氏は、家計調査を用いて、金融資産（貯蓄）の格差を分析している。平成 14（2002）年、平成 24（2012）年、平成 27（2015）年の 3 時点のジニ係数は 0.548 → 0.564 → 0.576 と大きくなっており、分布で見れば、低貯蓄層と高貯蓄層の増加する二極分化が進んでいることを指摘している<sup>(21)</sup>。同氏は、このような変化の背景として、経済低迷の長期化によって貯蓄をする余裕のない世帯が増加したことと、高齢化（金融資産を多く持つ高齢層の割合の増加）や株価上昇によって高貯蓄層が増加したことの 2 点を挙げている。

## 2 国際比較

### (1) 過去の比較

慶應義塾大学の四方理人氏は、慶應義塾大学の日本家計パネル調査<sup>(22)</sup>とルクセンブルク資産調査<sup>(23)</sup>の個票データを用いて、家計の保有する純資産（金融資産と非金融資産を合わせた総資産から負債を控除）の格差について、我が国と諸外国（カナダ、イタリア、米国、ドイツ、スウェーデン、英国）を比較している<sup>(24)</sup>。諸外国は 2000 年前後の調査、我が国は平成 21（2009）年の調査であり、時点の相違に留意する必要があるものの、純資産で見た場合、我が国の上位 1% 最上位者の占有率は 9% と比較した中で最も低い。ただし、上位 10% の占有率は 49% であり、他国と比較して低くはなく、ジニ係数で見ても我が国の資産格差は中程度であるとしている。

前著<sup>(25)</sup>では、平成 16（2004）年頃の我が国、米国及び英国の純資産格差を整理し比較した。上位 10% の占有率で見れば、米国 70%、英国 53% と我が国よりも格差が大きい。

### (2) 近年の比較

経済協力開発機構（Organisation for Economic Co-operation and Development: OECD）のカルロッタ・バレストラ（Carlotta Balestra）氏とリチャード・トンキン（Richard Tonkin）氏は、OECD のデータベース（Wealth Distribution Database: WDD）<sup>(26)</sup>を用いて、2015 年前後の OECD 加盟の 28 か国の家計の純資産（金融資産と非金融資産を合わせた総資産から負債を控除）の分布を分析しワーキングペーパーとして公開している<sup>(27)</sup>。この研究によれば、米国、オランダなどにおいて家計純資産

(21) 小塩隆士「第 3 章 アベノミクス前後のわが国の格差の現状と評価」東京財団編『政策提言—税と社会保障のグランドデザインを—』2016.6, pp.17-24. <<https://www.tkfd.or.jp/files/product/2016-03.pdf>>; 同「所得・資産格差の動向と政策対応」『経済セミナー』694 号, 2017.2-3, pp.29-33.

(22) 慶應義塾大学パネルデータ設計・解析センターが、全国 4,000 人の同一の個人を対象として就業、所得、教育、健康・医療などの事項について毎年実施する調査。「日本家計パネル調査 (JHPS/KHPS)」慶應義塾大学パネルデータ設計・解析センターウェブサイト <<https://www.pdrc.keio.ac.jp/paneldata/datasets/jhpskhps/>>

(23) ルクセンブルク所得研究（Luxembourg Income Study: LIS）が行う資産についての調査。“LWS Database.” LIS website <<https://www.lisdatacenter.org/our-data/lws-database/>>

(24) 四方理人「第 8 章 日本の資産格差—JHPS とルクセンブルク資産調査による国際比較—」樋口美雄ほか編『教育・健康と貧困のダイナミズム—所得格差に与える税社会保障制度の効果—』慶應義塾大学出版会, 2011, pp.167-183. なお、金融資産には生命保険、年金保険は含まれていない。

(25) 小池 前掲注(1), pp.77-80.

(26) 2015 年に公開されたデータベースであり、現在は 29 か国の家計の非金融資産、金融資産、金融負債、純金融資産について世帯平均、世帯中央値、AM 倍率、上位世帯集中度等の統計をまとめている。“Wealth Distribution Database.” OECD website <<http://www.oecd.org/sdd/OECD-wealth-distribution-database-metadata.pdf>>; “OECD Social and Welfare Statistics: Wealth Distribution Database.” *idem* <[https://www.oecd-ilibrary.org/social-issues-migration-health/data/oecd-social-and-welfare-statistics/wealth-distribution\\_7d7b803c-en](https://www.oecd-ilibrary.org/social-issues-migration-health/data/oecd-social-and-welfare-statistics/wealth-distribution_7d7b803c-en)>

(27) Carlotta Balestra and Richard Tonkin, “Inequalities in household wealth across OECD countries: Evidence from the OECD Wealth Distribution Database,” *OECD Statistics Working Papers*, No.2018/01, 2018.6. <<https://www.oecd-ilibrary.org/deli-ver/7e1bf673-en.pdf?itemId=%2Fcontent%2Fpaper%2F7e1bf673-en&mimeType=pdf>>

の格差が大きく、我が国における格差は小さい<sup>(28)</sup>。主な指摘事項は以下のとおりである。

- ①純資産はマイナスとなる家計もあるため（定義上、ジニ係数の計算に適合しないため）、ジニ係数等よりも平均値を中央値で除した AM 倍率が格差指標として適当である。純資産の AM 倍率は 28 か国全体で見ると 2.6 であり、国別では米国、オランダが最も大きく 8 を超え、デンマークが 4.7 で続いている。一方、我が国を含む半分以上の国の AM 倍率は 2 を下回っている（日本：1.62）。
- ②純資産の格差を測る補完的な指標として上位世帯の占有率がある。28 か国全体で見ると、上位 10% 世帯の純資産全体の占有率は 52% である。米国が最も大きく（79%）、オランダ（68%）、デンマーク（64%）、ラトビア（63%）が続く。一方、上位 10% 世帯の占有率が小さい国としては、スロバキア（34%）、日本（41%）、ポーランド（42%）がある。
- ③世界金融危機（2008～2009 年）以降の純資産格差の動向は国によって異なる。オーストラリア、カナダ、イタリアでは格差に大きな変化はないが、米国、英国では格差が拡大している（WDD の我が国のデータは 2014 年のみのため言及なし）。
- ④ 28 か国全体では純資産がマイナス（負債が総資産を超える状況）となる世帯の割合は約 7% である。その割合が大きい国としては、デンマーク（25%）、オランダ（24%）、ノルウェー（20%）があり、その割合が小さい国としてはカナダ（1%）、イタリア（2%）がある。米国と我が国における割合は、それぞれ 12%、5% である。これらの世帯は資産価格の変動や所得の低下が発生した場合、重大なリスクにさらされる可能性がある。

#### IV データから見る我が国の家計資産格差

IV においては、II で整理した我が国の家計資産格差の現状と、III で紹介した先行研究を踏まえつつ、様々なデータによって、我が国の家計資産格差の推移や諸外国との比較を多面的に行い、我が国の資産格差の特徴を明らかにする。

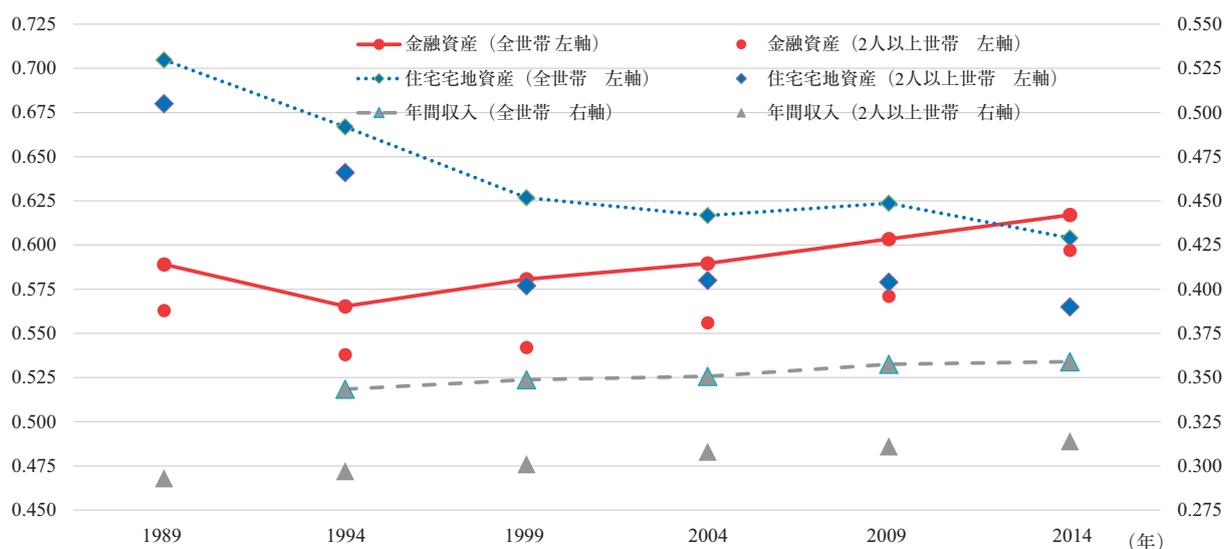
分析の柱は、先行研究がない（あるいは少ない）①平成 21（2009）年以降の非金融資産を含めた家計の資産格差の動向、②平成 26（2014）年以降を含めた家計の金融資産の格差の動向、③我が国を軸とした国際比較の 3 つとした。なお、単身世帯が増加し全体の 1/3 を占めるといふ我が国の世帯構成の変化を勘案し、分析は可能な限り単身世帯を含む全世界帯のデータとした。

##### 1 資産種類別の家計資産格差

図 4 は平成元（1989）年から平成 26（2014）年の家計（単身世帯を含む全世界帯と 2 人以上世帯）の金融資産、住宅・宅地資産別の格差の推移をジニ係数（データは全国消費実態調査）によって示している（左軸）。金融資産の格差は 1990 年代前半に縮小した後に、近年、徐々に拡大しており、住宅・宅地資産の格差は、1990 年代に大幅に縮小した後も、縮小傾向が続いている。一方、所得の格差は緩やかな拡大傾向が続いている（右軸）。

<sup>(28)</sup> 家計資産の標本調査では、富裕層データが適切に抽出できない可能性がある。米国、英国、ドイツ、フランスは富裕層データを手厚く収集する補正を行っているが、日本はそのような補正を行っていないため数値はやや低くなっている可能性がある。 *ibid.*, pp.22, 68-69.

図4 ジニ係数の推移（金融資産・住宅宅地資産・年間収入 全国消費実態調査・全世帯）



(注1) 本図は、全国消費実態調査の貯蓄額を金融資産と表記している。

(注2) 2人以上世帯のジニ係数は統計として提供されている。単身世帯を含む全世帯のジニ係数は平成26(2014)年のみの提供であるため、資産階級別分布や年間収入分布から筆者が計算したもの。

(注3) 住宅資産の評価方法は平成21(2009)年に変更となり連続性について若干の留意が必要である。

(注4) 平成元(1989)年の全世帯ベースの年間収入分布は提供されていないため示していない。

(出典) 総務省統計局「平成26年全国消費実態調査所得分布等に関する結果 結果の概要」2016.10.31, p.4. <<https://www.stat.go.jp/data/zensho/2014/pdf/gaiyo5.pdf>>; 同「平成26年全国消費実態調査 所得分布等に関する結果」e-Stat ウェブサイト <<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00200564&tstat=000010173908&cycle=0&tclass1=000001073965&tclass2=000001086875&tclass3=000001086878>>; 同「平成26年全国消費実態調査 家計資産に関する結果(純資産)」同 <<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00200564&tstat=000001073908&cycle=0&tclass1=000001073965&tclass2=000001080904&tclass3=000001080907>>; 同「平成21年全国消費実態調査 家計資産編(純資産)」同 <<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00200564&tstat=000001037021&cycle=0&tclass1=000001037022&tclass2=000001040434&tclass3=000001040435>>; 同「平成16年全国消費実態調査 家計資産編(純資産)」同 <<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00200564&tstat=000000640002&cycle=0&tclass1=000000640136&tclass2=000000640155&tclass3=000000640156>>; 総務庁統計局「平成11年全国消費実態調査 家計資産編(純資産)」同 <<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00200564&tstat=000000640001&cycle=0&tclass1=000000640001&tclass2=000000640016&tclass3=000000640017>>; 同『平成6年全国消費実態調査 第6巻 その2(資料編 家計資産)』1997; 同『平成6年全国消費実態調査 第1巻(家計収入編)』1996; 同『平成元年全国消費実態調査 第8巻 その3 2(資料編 家計資産 2)』1991を基に筆者作成。

地価公示によれば<sup>(29)</sup>、住宅地の全国ベースの地価は、平成4(1992)～平成28(2016)年にわたり下落している(この間に上昇した年は平成19(2007)と平成20(2008)年の2か年のみ)。このことは、住宅・宅地の資産格差の縮小傾向と整合的である。近年、平成29(2017)年には住宅地の全国ベースの地価下落に歯止めがかかり、翌年以降は上昇に転じている(平成31(2019)年0.6%)。したがって、今後、住宅・宅地資産の格差の縮小が反転する可能性がある。なお、東京圏、大阪圏、名古屋圏の3大都市圏の住宅地地価は既に平成26(2014)年から上昇に転じており、地方では下落が続いている地域も少なくないことから、この点も格差拡大要因となる可能性がある。

## 2 家計金融資産の格差

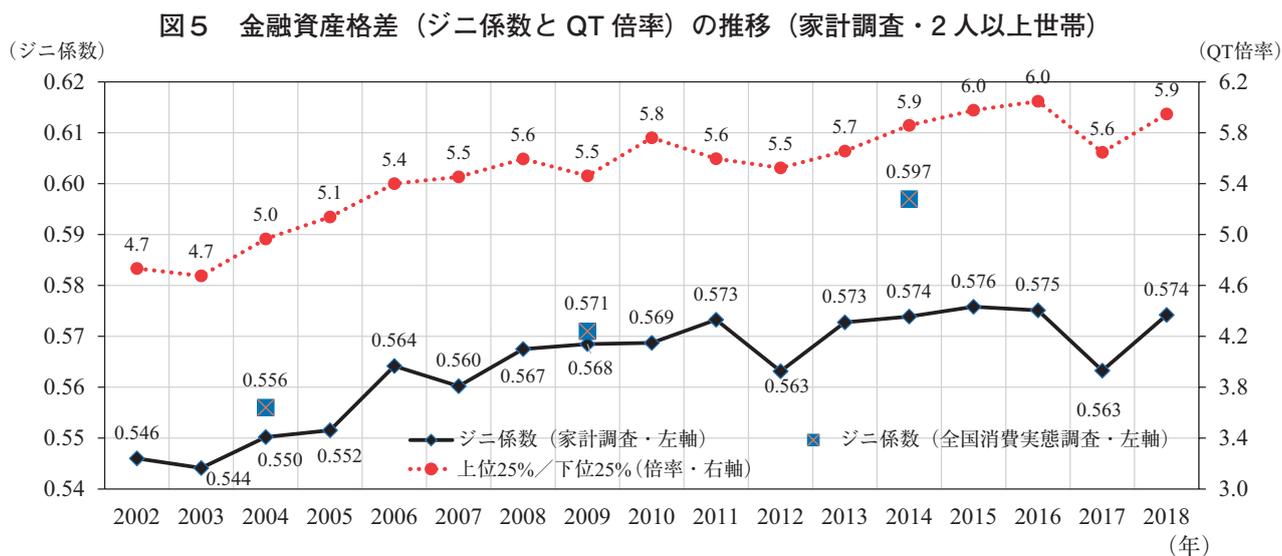
### (1) 金融資産格差の動向

総務省統計局「全国消費実態調査」の最新値は平成26(2014)年であるため、それ以降を含む過去16年間の金融資産の格差の動向を、総務省統計局「家計調査」を用いてまとめる。前述し

<sup>(29)</sup> 「価格・変動率推移表」(変動率及び平均価格の時系列推移表) 国土交通省ウェブサイト <<http://www.mlit.go.jp/common/001280200.xls>>

たように、家計調査は2人以上世帯のみを対象とし、標本数も8,000程度にとどまるものの、四半期ごとに調査を実施しており、最新の動向を確認することができる。

図5は、平成14(2002)年以降の金融資産の格差の推移を示している。ジニ係数及びQT倍率(上位25%に位置する世帯の保有する金融資産額を下位25%に位置する世帯が保有する金融資産額で除した四分位倍率)のいずれで見ても、格差は拡大傾向にある。ただし、2000年代前半の格差拡大と比較すれば、近年は拡大の傾向がやや鈍化している。これは平成21(2009)年から平成26(2014)年も金融資産格差拡大ペースが変わらない全国消費実態調査の結果とは若干異なる。



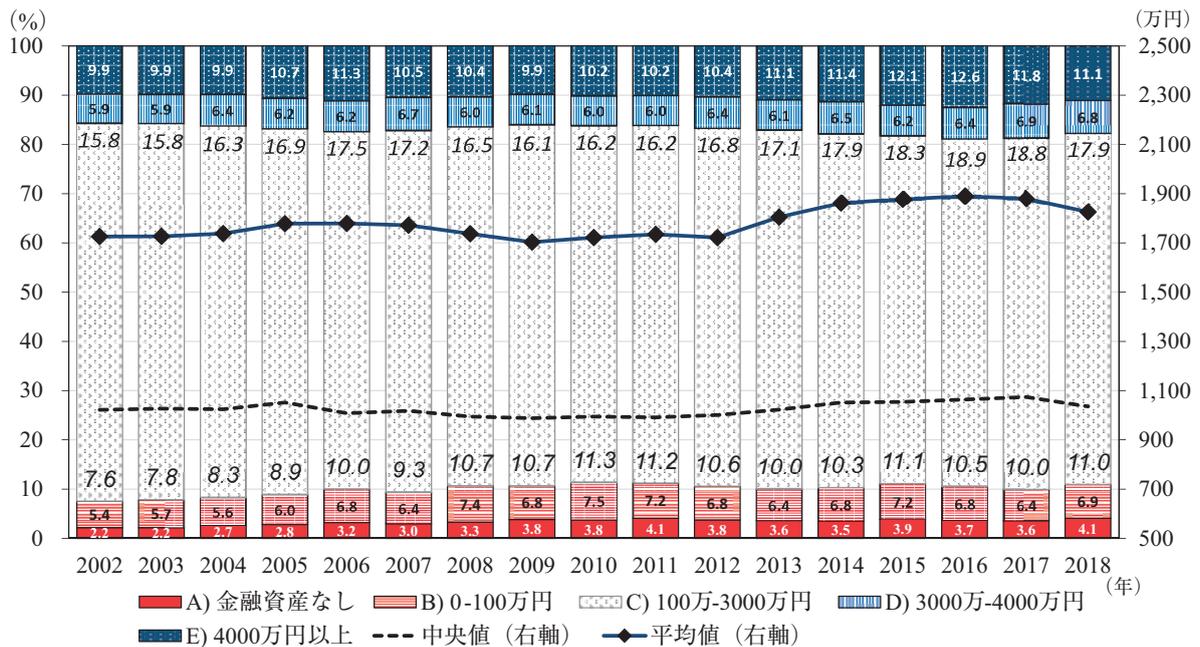
(注1) 本図は家計調査の貯蓄額を金融資産と表記している。  
 (注2) 家計調査はジニ係数を提供していないため貯蓄階級別分布から筆者が計算し折線グラフとした(左軸)。  
 (注3) 5年ごとの全国消費実態調査の2人以上世帯のジニ係数を点で示した(左軸、■)。  
 (注4) QT倍率(上位25%の値を下位25%の値で除した四分位倍率(金融資産を持つ世帯ベース))を点線グラフとした(右軸)。  
 (出典) 総務省統計局「家計調査(貯蓄・負債編)詳細結果表」各年版. e-Stat ウェブサイト <[https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00200561&tstat=000000330001&cycle=7&tclass1=000000330007&tclass2=000000330008&tclass3=000000330009&result\\_back=1](https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00200561&tstat=000000330001&cycle=7&tclass1=000000330007&tclass2=000000330008&tclass3=000000330009&result_back=1)> を基に筆者作成。

## (2) 二極化現象

金融資産の格差拡大の背景には、保有金融資産が多い上位世帯と少ない下位世帯の両極の割合が増加した二極化がある。両極の割合の増加に加え、上位世帯の金融資産増加と下位世帯の金融資産減少が格差を更に拡大したと考えられる。

図6は、総務省統計局「家計調査」を用いて、金融資産をA) 持たない、B) 100万円未満、C) 100万~3000万円、D) 3000万~4000万円、E) 4000万円以上の世帯のそれぞれの比率の平成14(2002)~平成30(2018)年の推移を棒グラフとし、金融資産の平均値と中央値の動向を重ねたものである。金融資産100万円未満の世帯(AとB)が7.6%から11.0%に3.4%増加し、同時に、3000万円以上の金融資産を保有する世帯(DとE)の割合が15.8%から17.9%まで2.1%増加して二極化は徐々に進んでいる。特に、金融資産100万円未満のうち金融資産を持たない世帯が2.2%から4.1%に1.9%増加し、金融資産3000万円以上の世帯のうち金融資産4000万円以上の世帯が9.9%から11.1%に1.2%増加していることから、上位世帯が金融資産を増やし、下位世帯が金融資産を減らす動きも同時に進んでいると言える。

図6 金融資産上位階層・下位階層の割合（家計調査・2人以上世帯）



(注) 本図は家計調査の貯蓄額を金融資産と表記している。

(出典) 総務省統計局「家計調査（貯蓄・負債編）詳細結果表」各年版。e-Stat ウェブサイト <[https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00200561&tstat=000000330001&cycle=7&tclass1=000000330007&tclass2=000000330008&tclass3=000000330009&result\\_back=1](https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00200561&tstat=000000330001&cycle=7&tclass1=000000330007&tclass2=000000330008&tclass3=000000330009&result_back=1)> を基に筆者作成。

表8は、同じデータを基に、世帯主年齢別の金融資産100万円未満の世帯（AとB）割合と300万円以上の金融資産を保有する世帯（DとE）割合の変化を示し、これらの変化を世帯主年齢構成変化（高齢化）と世帯主年齢階級別の金融資産保有額構成の変化（世代内の貧困化・富裕化、表では金融資産要因）の2つの要因に分けて、それぞれの寄与度を示している<sup>(30)</sup>。下位世帯割合が3.4%増加したことは、年齢構成の変化（高齢化）によって下位世帯が1.0%減る要因を、それぞれの年齢階級において下位世帯割合が増加（貧困化）した要因4.4%が上回った結果である。上位世帯割合が2.1%増加したことは、年齢構成の変化（高齢化）によって上位世帯が2.4%増える要因がある中で、年齢階級ごとの上位世帯の割合の増減による要因が-0.3%であった結果である。

表8 金融資産保有上位と下位の年齢階級別世帯割合変化（2002～2018年）（家計調査・2人以上世帯）

金融資産100万円未満世帯割合 変化							金融資産300万円以上世帯割合 変化											
	～20代	30代	40代	50代	60代	70代～		～20代	30代	40代	50代	60代	70代～					
	3.4%	1.0%	4.1%	6.5%	3.9%	3.7%	4.4%	2.1%	0.1%	-0.7%	-0.8%	0.3%	1.2%	-2.6%				
世帯主年齢構成変化要因	-1.0%			金融資産要因				+4.4%			世帯主年齢構成変化要因	+2.4%			金融資産要因	-0.3%		

(注1) 本表は家計調査の貯蓄額を金融資産と表記している。

(注2) 要因分解は世帯主年齢階級別の金融資産保有階級別比率の変化（貧富化：貧困化と富裕化）と世代構成の変化（高齢化）を用いて寄与度を算出し斜体字で表記した。

(出典) 総務省統計局「家計調査（貯蓄・負債編）詳細結果表」各年版。e-Stat ウェブサイト <[https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00200561&tstat=000000330001&cycle=7&tclass1=000000330007&tclass2=000000330008&tclass3=000000330009&result\\_back=1](https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00200561&tstat=000000330001&cycle=7&tclass1=000000330007&tclass2=000000330008&tclass3=000000330009&result_back=1)> を基に筆者作成。

<sup>(30)</sup> 世帯主の年齢構成が変化しないと仮定し、年齢階級別の下位及び上位世帯の割合変化の影響を計算したものが、金融資産要因（貧富要因）。年齢階級別の下位及び上位世帯の割合を現時点に固定と仮定し、世帯主の年齢構成の変化の影響を計算したものが、世帯主年齢構成変化要因。

### (3) 高齢化と貧困化

表9は、表8の要因分解を3つの期間に分けて整理したものである。

世帯主年齢構成変化は主に人口動態を反映したものであり、低位世帯の多い若年世代を減少させ、高位世帯の多い高齢世代の増加が継続している。結果、年齢構成変化は、どの時期も安定的に低位世帯が減少し、高位世帯が増加する要因となっている。

一方、世帯主年齢階級別の金融資産保有額の変化（貧富要因）は、低位世帯と高位世帯で影響に相違がある。すなわち、どの年齢階級においても低位世帯が増加（貧困化）して、一貫して低位世帯の増加要因となっているが、年齢階級別の高位世帯の増加（富裕化）はその有無が時期によって異なる。富裕化は平成14（2002）～平成19（2007）年と平成24（2012）～平成30（2018）年には発現しているものの、平成19（2007）～平成24（2012）年には高位世帯が減っている。この動きは、株価の騰落<sup>(31)</sup>と整合的であり、株価の上昇（下落）が高位世帯の増加（減少）に影響を持っていることが分かる。

表9 金融資産保有上位と下位の世帯割合変化（2002～2018年）の要因分解（家計調査・2人以上世帯）

	金融資産 100万円未満世帯割合 変化				金融資産 3000万円以上世帯割合 変化			
	2002-2007	2007-2012	2012-2018	通期	2002-2007	2007-2012	2012-2018	通期
割合変化	1.8%	1.2%	0.4%	3.4%	1.4%	-0.4%	1.0%	2.1%
世帯主年齢構成変化要因	-0.5%	-0.6%	-0.2%	-1.0%	0.9%	1.0%	0.5%	2.4%
金融資産要因（貧富要因）	2.3%	1.8%	0.6%	4.4%	0.6%	-1.4%	0.5%	-0.3%

（注1）本表は家計調査の貯蓄額を金融資産と表記している。

（注2）要因分解は世帯主年齢階級別の金融資産保有階級別比率の変化（貧富化：貧困化と富裕化）と世代構成の変化（高齢化）を用いて寄与度を算出し斜体字で表記した。

（出典）総務省統計局「家計調査（貯蓄・負債編）詳細結果表」各年版。e-Stat ウェブサイト <[https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00200561&tstat=000000330001&cycle=7&tclass1=000000330007&tclass2=000000330008&tclass3=000000330009&result\\_back=1](https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00200561&tstat=000000330001&cycle=7&tclass1=000000330007&tclass2=000000330008&tclass3=000000330009&result_back=1)> を基に筆者作成。

高齢化によって金融資産3000万円以上の上位世帯が増加したことは格差拡大につながったとしても老後資金の蓄積の反映とも言える。ただし、時期によって株価が上昇あるいは下落する影響があるため、上位世帯が単純に増えているわけでもない。一方、金融資産を持たない、持っても100万円未満の世帯が増えていること、特に世帯主が高齢の世代においても増えたこと、すなわち全世代の貧困化は、失業や疾病などのリスクに対して脆弱な世帯が増えていることにほかならない。今後、この貧困化が更に進むのか、注意深く見守っていく必要がある。

なお、我が国の金融資産格差が拡大している象徴的な事例として、金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査」の結果である「金融資産を保有していない世帯」22.7%（2人以上世帯）<sup>(32)</sup>が報じられることは少なくない<sup>(33)</sup>。総務省統計局「家計調査」の結果4.1%を大き

(31) 東証株価指数（TOPIX）の騰落率は不良債権処理と円安が進んだ平成14（2002）～平成19（2007）年が75%上昇、世界金融危機と東日本大震災があり円高が進んだ2007～2012年が42%下落、異次元の金融緩和と円安が進んだ平成24（2012）～平成30（2018）年が74%上昇である（いずれも年末値の変化率）。「TOPIX（東証株価指数）」日本取引所グループウェブサイト <<https://www.jpx.co.jp/markets/indices/topix/index.html>>

(32) 「時系列データ 2 金融資産の有無」『家計の金融行動に関する世論調査〔二人以上世帯調査〕（平成19年以降）』金融広報中央委員会ウェブサイト <<https://www.shiruporuto.jp/public/data/movie/yoron/futari/2018/pdf/histn21801.xlsx>>

(33) 「金融資産「ゼロ」急低下 調査方法変更 改善幅実態以上か」『東京新聞』2018.11.10。平成30（2018）年に質問方法が変更されており、前年は金融資産を保有していない世帯が3割を超えたと報じられていた。「金融資産「ゼロ」世帯 過去最高 31.2% 格差広がる 金融広報中央委員会調査」『東京新聞』2017.11.11。

く上回る要因としては、同調査が「運用または将来の備え」を金融資産（貯蓄）とし、預貯金について「日常的な出し入れ・引落しに備えている部分」を除外する考え方を基本としていることが挙げられる（補論Ⅱを参照）。また、回答率の低さが結果に影響している可能性もある。標本調査にはそれぞれ特徴があり、その優劣を決めることはできないが、金融広報中央委員会の調査は質問方法や集計方法が変更されたことも複数回あり、この数字を利用する場合には、他の調査と比較するなどの工夫を要する。

#### (4) 富裕層の増加

前述のように、高齢化もあって多額の金融資産を持つ上位世帯が増えている。ただし、総務省統計局「家計調査」は、金融資産については4000万円以上、負債を控除した純金融資産については2000万円以上を1つの階級としているため、最上位の階層に属する富裕世帯の詳しい状況を把握することはできない。

野村総合研究所は、純金融資産保有の上位世帯の状況を、公的統計に加えて独自のアンケート調査を用いて推計している<sup>(34)</sup>。推計結果によれば、平成29（2017）年、純金融資産5億円以上の超富裕層は8.4万世帯、同1億円以上5億円未満の富裕層は118.3万世帯、同5000万円以上1億円未満の準富裕層は322.2万世帯であり、富裕層以上は127万世帯（全体の2.4%）、これを含む準富裕層以上は449万世帯（同8.4%）となる。平成12（2000）年には富裕層以上が83.5万世帯（同1.8%）、準富裕層以上が339.5万世帯（同7.3%）であったことから、富裕層以上あるいは準富裕層以上の世帯数は絶対数、割合ともに徐々に増加している（表10）。野村総合研究所は、富裕層の増加の要因として、株価の上昇、相続や生前贈与、起業による利益の3つを挙げている。

表10 純金融資産富裕層・準富裕層の世帯数（万世帯）と割合の推移（野村総合研究所推計値）

	2000	2003	2005	2007	2009	2011	2013	2015	2017
富裕層以上 （1億円以上）	83.5 1.8%	77.6 1.6%	86.5 1.8%	90.3 1.8%	84.5 1.7%	81.0 1.6%	100.7 1.9%	121.7 2.3%	126.7 2.4%
準富裕層以上 （5千万円以上）	339.5 7.3%	323.1 6.7%	366.9 7.5%	361.4 7.3%	354.3 7.1%	349.7 6.9%	415.9 7.9%	436.6 8.3%	448.9 8.4%

（注）野村総合研究所は、国税庁「国税庁統計年報書」、総務省統計局「全国消費実態調査」、厚生労働省「人口動態調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計」、東証「TOPIX」、「NRI生活者1万人アンケート調査（金融編）」、「NRI富裕層アンケート調査」などから推計している。

（出典）野村総合研究所「野村総合研究所、日本の富裕層は127万世帯、純金融資産総額は299兆円と推計」2018.12.18, p.2.（表1「純金融資産保有額の階層別にみた保有資産規模と世帯数の推移」）<[https://www.nri.com/-/media/Corporate/jp/Files/PDF/news/newsrelease/cc/2018/181218\\_1.pdf](https://www.nri.com/-/media/Corporate/jp/Files/PDF/news/newsrelease/cc/2018/181218_1.pdf)> を基に筆者作成。

### 3 主要国との比較

OECDのデータベースWDDを用いて、我が国を含むG7諸国、オーストラリア、フィンランド及び韓国の家計の純資産格差を比較する。

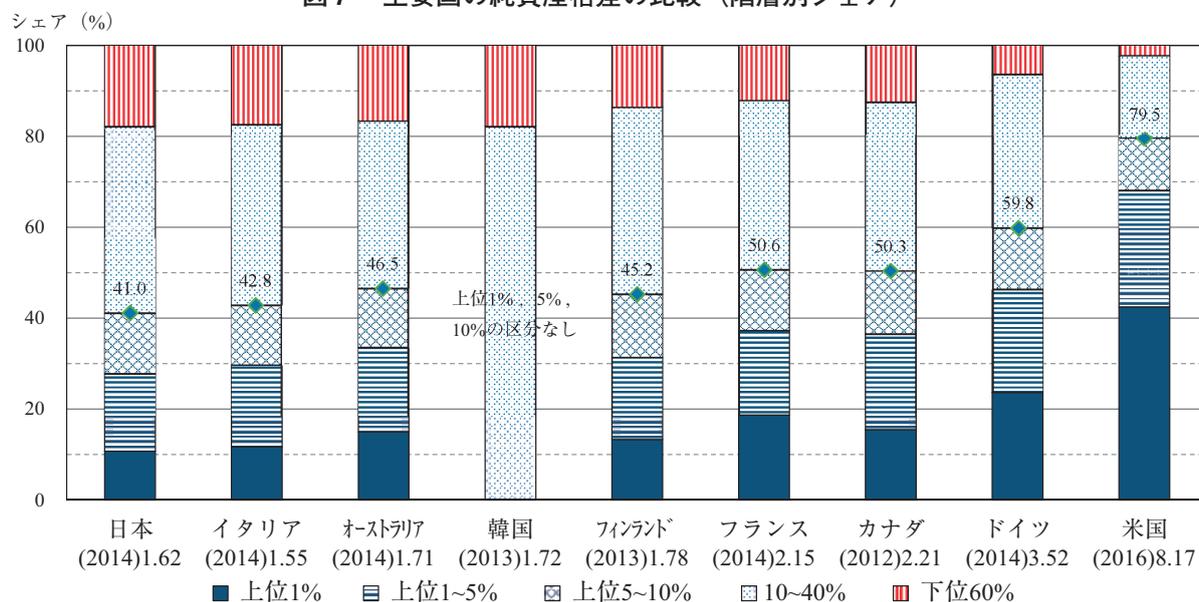
<sup>(34)</sup> 野村総合研究所「野村総合研究所、日本の富裕層は127万世帯、純金融資産総額は299兆円と推計」2018.12.18. <[https://www.nri.com/-/media/Corporate/jp/Files/PDF/news/newsrelease/cc/2018/181218\\_1.pdf](https://www.nri.com/-/media/Corporate/jp/Files/PDF/news/newsrelease/cc/2018/181218_1.pdf)>

## (1) 純資産格差の現状

図7は主要国における純資産の上位1%、5%、10%、40%及び下位60%の階層別の純資産シェア(占有率)と平均値を中央値で除したAM倍率の直近(2013~2016年)の状況を表している(データのない英国を除く)。我が国を左端とし、諸外国は上位10%の占有率(図中に◆と数字表記)やAM倍率(国名の下に数値を記載)が右側の国ほど大きくなるように並べている。

上位10%の世帯が全体の4割の純資産を保有し、AM倍率が1.62倍である我が国の格差は、主要国の中ではイタリアとともに最も小さい。主要国の中では、米国の格差が突出して大きく、上位10%の世帯が全体の8割の純資産を保有し、AM倍率は8.17倍にも及ぶ。米国においては上位わずか1%の世帯の保有する純資産が4割を超え、下位60%の世帯の保有する純資産は2%にすぎないほど著しい資産格差がある。米国以外ではドイツ、カナダ、フランスにおける格差が大きい(英国は占有率のデータがないが、AM倍率は2.38とドイツに次いで大きい。)<sup>(35)</sup>。

図7 主要国の純資産格差の比較(階層別シェア)



(注1) 国名の下は(調査年)とAM倍率(平均値/中央値)を示している。

(注2) 図内の◆と数字は上位10%世帯の保有する純資産のシェア(占有率)を示している。

(注3) 韓国は上位世帯の占有率のデータがないため、上位世帯の区分は示していない。

(注4) 英国は占有率のデータがないため未掲載とした。なお、英国のAM倍率は2.38である。

(出典) “OECD Social and Welfare Statistics: Wealth Distribution Database.” OECD iLibrary website <[https://www.oecd-ilibrary.org/social-issues-migration-health/data/oecd-social-and-welfare-statistics/wealth-distribution\\_7d7b803c-en](https://www.oecd-ilibrary.org/social-issues-migration-health/data/oecd-social-and-welfare-statistics/wealth-distribution_7d7b803c-en)> を基に筆者作成。

## (2) 近年の変化

前述した四方理人氏の先行研究と同様に、純資産の上位1%最上位者の占有率で見た場合、我が国の資産格差は小さい状況が続いている。同氏は、上位10%の占有率で見た場合、我が国の格差は他国と比較して小さくはないとしていたが、現在はこの尺度でも格差が最も小さい。

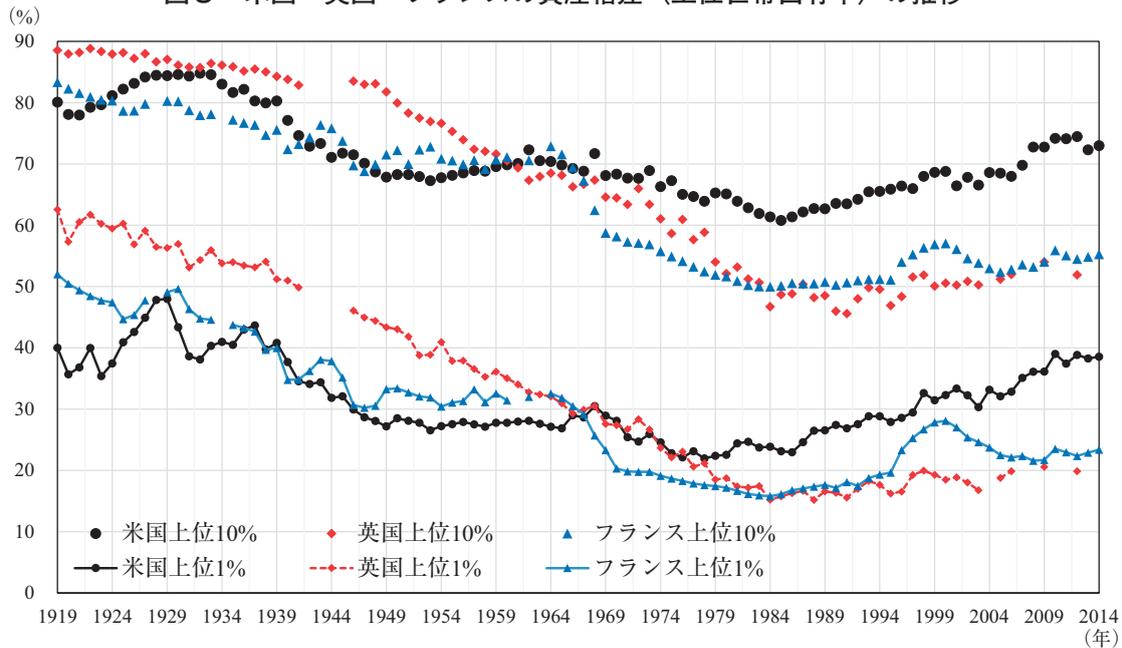
近年、我が国の家計資産のうち、前述したように金融資産の格差は拡大傾向、非金融資産の格差は縮小傾向であり、全体として必ずしも縮小傾向にあるわけではない。逆に言えば、他国

<sup>(35)</sup> 前掲注(28)で示したように、家計資産の標本調査では、富裕層データが適切に抽出できない可能性がある。米国、英国、ドイツ、フランス、フィンランドは富裕層データを手厚く収集する補正を行っているが、日本、韓国、イタリア、オーストラリアはそのような補正を行っていない。Balestra and Tonkin, *op.cit.*(27), pp.22, 68-69.

において家計資産の格差が拡大したことで、我が国は格差が相対的に小さい国となったと考えられる。

WDDとは異なるデータベースであるが、世界不平等研究所(World Inequality Lab)の提供するデータベース World Inequality Database (WID.world)<sup>(36)</sup>を用いて、米国、英国、フランスの資産格差の動向を図8に示す。同研究所の報告書は、20世紀初頭から縮小を続けてきた資産格差は、1980年代以降、ヨーロッパと米国、特に米国で拡大しているとしている<sup>(37)</sup>。

図8 米国・英国・フランスの資産格差（上位世帯占有率）の推移



(出典) “Data.” World Inequality Database website <<https://wid.world/data/>> を基に筆者作成。

### (3) 貧困問題

一部の富裕層に極端に資産が集中する現象も問題ではあるが、資産が極めて少ない貧困層の状況や増加には注意を払うべきであろう。資産面の貧困を評価する方法として、バレストラ氏とトンキン氏は、流動性のある金融資産（あるいは純資産）を貧困線（所得面の相対的貧困率<sup>(38)</sup>の

<sup>(36)</sup> 『21世紀の資本』の著者であるフランスの経済学者トマ・ピケティ(Thomas Piketty)氏らの監修する世界各国の所得、資産等の格差のデータベース。家計資産については、米国、英国、フランス、ロシア、インド、中国、韓国のデータを提供している(我が国は含まれていない)。“World Inequality Database.” <<https://wid.world/wid-world/>>

<sup>(37)</sup> ファクンド・アルヴァレドほか編(徳永優子・西村美由起訳)『世界不平等レポート2018』みすず書房, 2018, pp.11, 193-205。(原書名: Alvarado Facundo et al., eds., *World Inequality Report 2018*, 2018.); Alvarado Facundo et al., eds., *World Inequality Report 2018*, World Inequality Lab, 2018. <<https://wir2018.wid.world/files/download/wir2018-full-report-english.pdf>>

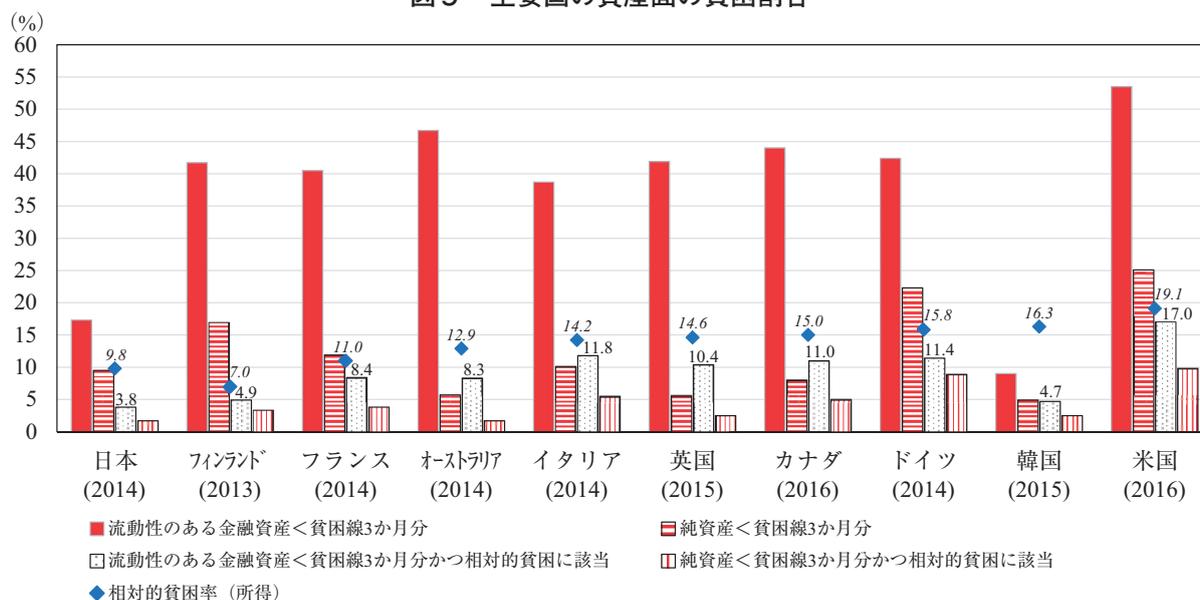
<sup>(38)</sup> 所得の貧困の評価に当たっては、世帯人員数の影響を考慮するため、通常は世帯の可処分所得(所得から税・社会保険料を控除した所得)を世帯人員数の平方根で除した等価可処分所得を用いる。等価可処分所得の中央値の半分を貧困線として、これに満たない世帯に属する人の割合を相対的貧困率という。平成27(2015)年の日本の貧困線は122万円/年であり、3か月分は30.5万円となる。「相対的貧困率の年次推移」(相対的貧困率の公表について)2009.10.20.厚生労働省ウェブサイト <<https://www.mhlw.go.jp/houdou/2009/10/dl/h1020-3a.pdf>>; 厚生労働省「平成28年国民生活基礎調査の概況」2017.6.27, p.15. <<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa16/dl/16.pdf>>

基準であり、通常は所得の中央値の半分)と比較する方法を提示している<sup>(39)</sup>。例えば、流動性のある金融資産<sup>(40)</sup>の保有が少なく、貧困線の3か月分相当に満たない状況は、失業や疾病などによって所得が急減するリスクへの備えが脆弱と言えよう。

図9は、流動性のある金融資産あるいは純資産が一定水準を下回る人の割合について、直近(2013~2016年)の各国の状況をまとめている。我が国を左端とし、諸外国は所得における相対的貧困率(図中に◆と数字斜体表記)が右側の国ほど大きくなるように並べている。我が国と韓国を除けば、いずれの国においても3人に1人は流動性のある金融資産の保有が貧困線の3か月分相当に満たない。米国においては2人に1人以上がこの基準を満たしていない。さらに、流動性のある金融資産の保有が当該基準を下回り、同時に所得面でも相対的貧困の状況にある人も一定割合存在する(図9の左側から3番目の棒グラフ、数字はその割合)。なお、その他の金融資産や不動産などを含めた総資産から負債を控除した純資産で見れば、貧困線の3か月分を下回る人の割合は小さくなる。

我が国と韓国は、他国と比較して資産面の貧困が厳しい状況にあるわけではない。それでも、流動性のある金融資産の保有が貧困線の3か月分相当に満たない人の割合は17.3%(同時に相対的貧困にある人は3.8%)、純資産が同基準を満たさない人の割合は9.5%(同1.7%)となっており、今後の動向を継続的に確認していく必要があるだろう。

図9 主要国の資産面の貧困割合



(注) 国名の下は(調査年)を示している。

(出典) Carlotta Balestra and Richard Tonkin, "Inequalities in household wealth across OECD countries: Evidence from the OECD Wealth Distribution Database," *OECD Statistics Working Papers*, No.2018/01, 2018.6, p.63. <<https://www.oecd-ilibrary.org/deliver/7e1bf673-en.pdf?itemId=%2Fcontent%2Fpaper%2F7e1bf673-en&mimeType=pdf>> を基に筆者作成。

<sup>(39)</sup> Balestra and Tonkin, *op.cit.*(27), pp.56-63.

<sup>(40)</sup> 流動性のある金融資産とは、速やかに現金化し債務返済や投資に充てることができる金融資産である。市場性のある有価証券も含まれるが、価格変動が小さいものに限られる。具体的には預金や短期の債券などが該当する。OECD, *OECD Guidelines for Micro Statistics on Household Wealth*, 2013, p.77. <[https://www.oecd-ilibrary.org/oecd-guidelines-for-micro-statistics-on-household-wealth\\_5k4c34pkt7kk.pdf?itemId=%2Fcontent%2Fpublication%2F9789264194878-en&mimeType=pdf](https://www.oecd-ilibrary.org/oecd-guidelines-for-micro-statistics-on-household-wealth_5k4c34pkt7kk.pdf?itemId=%2Fcontent%2Fpublication%2F9789264194878-en&mimeType=pdf)>

## おわりに

これまで見てきたように、マクロ統計では、日本の家計が保有する資産は約 3000 兆円に上る。金融資産は上下動があるものの増加基調にあって 1902 兆円、土地や住宅などの非金融資産は、バブル崩壊後、減少傾向にあって、ピークの 6 割程度の水準の 1075 兆円である。

ミクロ統計で把握できる世帯別の家計資産は、資産が増えるにつれて世帯数が減少する右下がりの分布となっており、資産保有額が平均値に満たない世帯が半数を超える一方、少数の世帯が高額の資産を保有する形の格差が存在する。資産の格差は、過去から累積した結果であるため所得の格差よりも大きい。家計資産の格差は、人口構成の変化（高齢化）や時価変動の影響を受けつつ、金融資産の格差は拡大傾向にあり、非金融資産の格差は減少傾向にある。ただし、我が国の資産格差は主要国の中でも最も小さく、格差拡大のペースも緩やかである。主要国との比較では、我が国の家計資産格差は小さいが、純資産がマイナスとなる世帯が 5% 程度存在するなど失業や疾病などのリスクに対して脆弱な世帯が増える一方、純金融資産を 1 億円以上持つ富裕層は徐々に増加している。このような二極化、特に貧困層の増加については、今後の動向を注視する必要がある。

世界各国の所得や資産の格差の数百年にわたる動向を分析し、近年の格差拡大の事実を示し、その背景を論じたフランスの経済学者トマ・ピケティ氏の『21 世紀の資本』<sup>(41)</sup>が世界的なベストセラーになり、格差問題、特に所得格差問題とその対応は世界各国で議論となっている。資産格差は各世帯のこれまでの働き方や消費の選択が累積した結果が土台となっており、これを是正することは、所得格差の是正以上に「結果の平等」を目指す意味を持つ。「機会の平等」は自由な競争の基盤となり、経済の効率性を高めることに寄与するが、「結果の平等」は、それと異なり無条件で求めるべきものとは言えない<sup>(42)</sup>。

しかし、個人の努力や選択だけが資産の多寡を決めているわけではない。例えば、親世代からの遺産や贈与は次世帯の資産を直接的に増やし、また、親世代の資産や所得は教育などを通じて次世代の所得を高めて、次世代の資産を増やすことに貢献する。すなわち、親世代の資産格差は、次世代の「機会の平等」を阻害している可能性がある。また、リスクに脆弱な世帯の増加は社会の安定を損なう可能性もある。

資産格差が「機会の平等」を歪めたり、社会の安定を阻害したりする状況になっていないか、その絶対的基準はないものの、少なくとも状況を継続的に確認し、変化の動向や諸外国との比

(41) トマ・ピケティ（山形浩生ほか訳）『21 世紀の資本』みすず書房、2014、pp.446-485。（原書名：Thomas Piketty, *Le capital au XXI siècle*, 2013.）

(42) 格差、特に所得格差と経済成長の関係については、様々な議論がある。標準的な経済学においては、一定の仮定の上で、公平性と効率性は同時に実現できないトレードオフ（二律背反）で考えるが、近年、格差が経済成長あるいは経済の安定を阻害するとの見方もある。詳しくは、深澤映司「格差と経済成長の関係についてどのように考えるか」『レファレンス』769 号、2015.2、pp.55-73。<[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_8969570\\_po\\_076904.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8969570_po_076904.pdf?contentNo=1)>; マーク・ザンディ「増大する格差は、マクロ経済にとってどのような意味があるか？」ヘザー・ブーシェイほか編（山形浩生ほか訳）『ピケティ以後—経済学と不平等のためのアジェンダー』青土社、2019、pp.393-418。（原書名：Heather Boushey et al., *After Piketty*, 2017.）; サヴァトーレ・モレッリ「増大する格差と経済安定性」同、pp.419-440 を参照。

較を行う必要がある。その結果は、税制<sup>(43)</sup>、住宅政策、労働政策、社会保障政策などの議論において、活用されることが期待される。

(こいけ たくじ)

---

<sup>(43)</sup> 前著（小池 前掲注(1)）で税制上の論点として例示した金融課税と相続税はいずれも資産格差を是正する方向の改正が行われている。すなわち、金融課税については平成 26（2014）年に優遇税率（10%）が本則税率（20%）に戻されている（「利子・配当・株式譲渡益課税の沿革」財務省ウェブサイト <[https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/summary/financial\\_securities/kabu02.htm](https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/financial_securities/kabu02.htm)>）。相続税については平成 27（2015）年に基礎控除の引上げ、累進構造の強化などの改正が行われている（「相続税」国税庁ウェブサイト <<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/sozoku/aramashi/pdf/02.pdf>>）。金融課税の見直しについての現在の論点は、佐藤主光「資産形成と税制—二〇一九年度税制改正と今後の展望—」『証券レビュー』59(5), 2019.5, pp.1-29. <<http://www.jsri.or.jp/publish/review/pdf/5905/01.pdf>> に詳しい。相続税・贈与税の見直しについての現在の論点は、加藤浩「資産移転と課税—若年世代への資産移転の促進と相続税・贈与税—」『レファレンス』820号, 2019.5, pp.1-19. <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_11285441\\_po\\_082001.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11285441_po_082001.pdf?contentNo=1)> に詳しい。

## 補論 I マクロ統計と標本調査の相違

日本銀行は、マクロ統計である資金循環統計と各種標本調査の差異の要因として、金融資産の範囲と事業性資金の扱いの2つを指摘している。具体的には、資金循環統計には、「(1) 金融資産のなかに、企業年金・国民年金基金等に関する年金受給権、預け金（ゴルフ場預託金等）、未収・未払金（預貯金の経過利子等）など、通常個人が必ずしも金融資産とは認識しない金融商品が含まれている、(2) 家計の金融資産には、純粋な個人金融資産だけでなく、個人事業主（個人企業）の事業性資金も含まれている」<sup>(44)</sup>ことを留意点として示している。

内閣府の前田佐恵子氏は、マクロ統計を標本調査の結果が大きく下回っている要因として、①マクロ統計において金融資産となる現金は、標本調査の貯蓄には含まれないこと、②マクロ統計に計上されている非上場株式は、評価の困難性によって標本調査では計上されていない可能性が高いこと、③保険は、マクロ統計が保険会社の計上する受給権を基にし、標本調査が家計の支払った掛金（払込総額）を基に貯蓄部分を計上しているため、金額は特定できないが標本調査はマクロ統計を下回る可能性<sup>(45)</sup>が高いこと等を挙げている<sup>(46)</sup>。

これらの金融資産の範囲（i）と事業性資金の扱い（ii）の2つの要因に加えて、標本調査における回答漏れの可能性（iii）や標本調査における回答バイアス（偏り）や標本バイアスの可能性（iv）の2つの要因がある。すなわち、マクロ統計と標本調査の相違の背景には、以下の4つの要因があると考えられる（本文 I-2 (3)）。ただし、その規模感がある程度明らかなのは金融資産の範囲の要因についてのみであり、他の要因についてはどの程度の影響があるのか明らかではない。

- (i) 金融資産の範囲：標本調査には現金や未収金などが含まれない。
- (ii) 事業性資金の扱い：標本調査には事業性資金が含まれていない可能性が高い。
- (iii) 回答漏れの可能性：標本調査には一部の資産の計上が漏れている可能性がある。
- (iv) 回答バイアスや標本バイアス：標本調査には過少申告や回答拒否の可能性がある。

### (i) 金融資産の範囲

比較に用いた平成26（2014）年12月末の資金循環統計<sup>(47)</sup>によれば、年金受給権は156兆円、預け金は16兆円、未収・未払金は11兆円であり、日本銀行の指摘する金融資産の範囲の要因の合計は183兆円程度となる。このほか、前田氏の指摘する現金は78兆円、非上場株式は67兆円を加えれば説明ができる差異は327兆円となり、さらに保険355兆円の一定割合が誤差の要因となっていると考えられる。しかし、マクロ統計と標本調査の差異は大きく（727兆～1160兆円）、金融資産の範囲で説明できるのは部分的である。

### (ii) 事業性資金の扱い

各種標本調査のうち、総務省統計局「全国消費実態調査」、同「家計調査」、厚生労働省「国

<sup>(44)</sup> 「資金循環統計のFAQ 3-2. 家計の金融資産が1,800兆円（国民1人当たり約14百万円）あると言われてますが、本当にそんなに沢山あるのでしょうか。」日本銀行ウェブサイト <<http://www.boj.or.jp/statistics/outline/exp/faqsj.htm/#p3-02>>

<sup>(45)</sup> 保険会社の計上する受給権は、徴収した掛金から保険料相当額を控除した貯蓄部分に運用益が加算されている。

<sup>(46)</sup> 前田佐恵子「家計の金融資産・負債について」『フィナンシャル・レビュー』122号、2015.3、pp.80-102.

<sup>(47)</sup> 「資金循環」日本銀行時系列統計データ検索サイト <[http://www.stat-search.boj.or.jp/ssi/cgi-bin/famecgi2?cgi=\\$nme\\_a000&lstSelection=FF](http://www.stat-search.boj.or.jp/ssi/cgi-bin/famecgi2?cgi=$nme_a000&lstSelection=FF)>

民生活基礎調査」は、質問票に「家計用だけではなく個人営業のための分も含む」と記載されている<sup>(48)</sup>。しかし、記入上の注意事項の1つであり、調査結果に事業性資金が反映されているかについては疑念が残る<sup>(49)</sup>。一方、「家計の金融行動に関する世論調査」は、「商・工業や農・林・漁業等の事業のために保有している金融資産は除いてください」と調査票に記載して、事業性資金を含めないことを明確にしている<sup>(50)</sup>。家計についての調査という性格上、標本調査において法人化していない個人事業主の事業性資金が家計の貯蓄として反映されていない可能性は小さくないと言えよう。

マクロ統計には企業間信用4兆円があり、この項目は明らかに個人事業主としての事業性資金に該当するが、それ以外の預金、有価証券などについては、通常の（純粋な）個人金融資産と事業性資金が混在しており、それぞれの額を特定することはできない。事業性資金の扱いの要因は、マクロ統計と標本調査の差異に影響している可能性は大きいですが、その程度を特定することは難しい。

### (iii) 標本調査における回答漏れの可能性

そもそも、標本調査の場合、回答者が自分を含めて家計を構成する全員の貯蓄と負債の全ての存在とそれらの評価額を正確に把握できていなければ回答漏れが生じることになる。預金、有価証券、保険等の契約を様々な金融機関としている場合、自分自身だけではなく、家計の全体について正確に把握することはかなりの労力が必要である。特に、時価変動のある株式などの評価額や、生命保険などの過去の払込総額を正確に把握することは容易ではない。

回答者が家計全員のあらゆる貯蓄と負債を必ずしも把握できないことや、評価額が不明なものを回答に含めないなどによる回答漏れは、標本調査の値がマクロ統計よりも小さいことと整合的である。ただし、回答漏れの影響の程度を特定することは難しい。

### (iv) 標本調査における回答バイアスや標本バイアスの可能性

標本調査において、家計の貯蓄や負債額を正確に把握していたとしても、例えば、貯蓄を多く持つ人などが必ずしも正直に答えない傾向（過少申告あるいは回答バイアス）があることが懸念される。

また、貯蓄を多く持つ人が過少申告ではなく、回答をしないという選択をした場合の影響にも留意する必要がある。貯蓄が少ない世帯が回答をしない可能性もあるものの、未回答とする割合が高額の貯蓄を持つ世帯ほど高ければ、多額の貯蓄を保有する家計のデータが反映されず（標本バイアス）、結果として平均値が小さくなっている可能性がある。

個人の貯蓄や負債を問う調査という性格を踏まえれば、標本調査の値がマクロ統計よりも小さくなる要因の1つと考えることに一定の妥当性はあるだろう。ただし、回答バイアス及び標本バイアスの影響の程度を特定することは難しい。

(48) 「平成26年全国消費実態調査 年収・貯蓄等調査票 平成26年11月末日現在」(調査票様式) 総務省統計局ウェブサイト <<https://www.stat.go.jp/data/zensho/2014/pdf/nensyu.pdf>>; 「家計調査 貯蓄等調査票」(調査票様式) 同 <<https://www.stat.go.jp/data/kakei/pdf/form9.pdf>>; 「国民生活基礎調査【貯蓄票】(平成25年7月11日調査)」(調査票様式) 厚生労働省ウェブサイト <<https://www.mhlw.go.jp/toukei/chousahyo/koku25ty.pdf>>

(49) 回答は回答者の判断次第であり、事業性資金の口座については、家計の口座として認識される範囲が小さくなるとの見方もある。前田 前掲注(46), p.96.

(50) 「調査結果 単純集計データ」(調査票様式) 金融広報中央委員会ウェブサイト <<https://www.shiruporuto.jp/public/house/loan/yoron/futari/2014/pdf/shukeifl4.pdf>>

## 補論Ⅱ 標本調査間の相違

4つの標本調査の間においても平均貯蓄額等の結果には差異がある。その背景として、以下の4つの要因が考えられる(本文 I-2 (4))。金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査」は(i)～(iii)の観点から問題がある。厚生労働省「国民生活基礎調査」は(iv)の観点から問題がある。総務省統計局の「全国消費実態調査」と「家計調査」の調査票の形式はほぼ同一であり、(iii)と(iv)の観点からの問題はない。両者の相違は、対象世帯と調査規模である。単身世帯を含む全世帯の統計があり、大規模調査のため誤差が小さい点では全国消費実態調査が望ましい。ただし、同調査の調査頻度は5年ごとであるため、最新の情報が必要な場合や経年の変化を細かく観察するためには家計調査の利便性が高い。

- (i) 対象世帯：全世帯の統計はあるか(単身世帯を調査対象に含むか)。
- (ii) 調査規模：推計誤差の小さい大規模調査であるか。
- (iii) 対象範囲：日常的な入出金目的の預貯金を含むか。
- (iv) 質問方法：金融資産の総額に加えて種類別残高を問うているか。

### (i) 対象世帯(全世帯統計の有無)

全国消費実態調査は2人以上世帯と単身世帯をそれぞれ調査し、その結果を合わせた全世帯の統計を示している。国民生活基礎調査は、2人以上世帯と単身世帯を分けることなく全ての世帯を調査対象として、全世帯の統計を示している。

一方、家計調査は2人以上の世帯を調査対象としており、単身世帯を含む全世帯の統計は用意されていない。家計の金融行動に関する世論調査は2人以上の世帯と単身世帯についてそれぞれ調査を実施しているものの、調査世帯の抽出方法が異なるため、2人以上の世帯と単身世帯を合算した全世帯の統計は示していない。

我が国の5333万世帯のうち、単身世帯は最多の1842万世帯(約1/3)を占めている(平成27年国勢調査)<sup>(51)</sup>。我が国全体の状況を考える上では単身世帯を含んだ全世帯の統計を利用することが望ましい。また、世帯人員の相違や、年齢構成を反映して、2人以上世帯の貯蓄額は単身世帯の貯蓄額を上回る可能性が高く、2人以上世帯を基に家計の資産を考えた場合、過大評価となる。この点からも全世帯の統計を利用することが望ましい。

### (ii) 調査規模(調査頻度の観点を含む)

4つの調査は、万遍なく様々な世帯の情報を集めて母集団である我が国全体の姿を調べるため、調査対象世帯(標本)の選定には層化抽出法(層別抽出法)<sup>(52)</sup>を用いて地域の分散と居住する都市の規模の分散などを図っている。標本調査の結果と母集団の姿の誤差を小さくする観点からは標本数が多い大規模調査である全国消費実態調査(標本数:56,352)<sup>(53)</sup>や国民生活基礎調査

(51) 総務省統計局「平成27年国勢調査 人口等基本集計結果 結果の概要」pp.33-34. <<https://www.stat.go.jp/data/kokusei/2015/kekka/kihon1/pdf/gaiyou1.pdf>>

(52) 統計調査で、母集団から標本を抽出するとき、母集団をいくつかの層(群)に分けて、各層の大きさに比例した個数のデータを各層から抽出する方法である。杉山高一ほか編『統計データ科学事典』朝倉書店、2010、pp.666-667.

(53) 「標本設計」(平成26年全国消費実態調査)総務省統計局ウェブサイト <<http://www.stat.go.jp/data/zensho/2014/pdf/hyohon73.pdf>>;「年間収入階級・世帯主の年齢階級別1世帯当たり貯蓄・負債の現在高と保有率」(平成26年全国消費実態調査 貯蓄・負債に関する結果 総世帯) e-Stat ウェブサイト <<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/file-download?statInfId=000031352789&fileKind=0>>

(標本数: 36,419)<sup>(54)</sup>が望ましい。しかし、調査頻度が前者は5年ごと、後者は3年<sup>(55)</sup>ごとであるため、最新の情報が必要な場合には、調査の規模は小さいものの、家計調査(標本数: 8,076)<sup>(56)</sup>や家計の金融行動に関する世論調査(標本数: 8,000)<sup>(57)</sup>を利用することになる。

### (iii) 対象範囲(金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査」の留意点)

家計の金融行動に関する世論調査の平均貯蓄額が少ない要因としては、預貯金について「日常的な出し入れ・引落しに備えている部分は除いてください」としていることが挙げられる<sup>(58)</sup>。このため預貯金の一定部分が計上されず貯蓄額が少なくなっている。低金利の状況が続き、普通預金の滞留する資金が多い昨今の状況も考えれば、回答者が主観的に将来に備える部分を決める方法には限界があると考えられる。

### (iv) 質問方法(厚生労働省「国民生活基礎調査」の留意点)

国民生活基礎調査の平均貯蓄額が少ない要因としては、貯蓄現在高の総額を質問(他の調査は預貯金、保険、有価証券など項目別の残高とそれらの総額を質問)する方法の影響が指摘されている<sup>(59)</sup>。項目別に積み上げる方式としないことによって、回答漏れが誘発されているとの指摘である。質問方法による影響がどの程度であるかは定かではないが、正確性の向上の観点からも総額のみを聞く方法には限界があると考えられる。

<sup>(54)</sup> 「調査の概要」(平成25年国民生活基礎調査の概況)厚生労働省ウェブサイト <<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa13/dl/01.pdf>>

<sup>(55)</sup> 厚生労働省「国民生活基礎調査」では、3年ごとの大規模調査において貯蓄に関する調査が行われている。なお、中間の各年にも世帯の状況と所得に関する簡易な調査が行われている。「国民生活基礎調査」同上 <<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/20-21tyousa.html#anchor02>>

<sup>(56)</sup> 「調査の概要」(家計調査年報(貯蓄・負債編)平成26年)総務省統計局ウェブサイト <<https://www.stat.go.jp/data/sav/2014np/pdf/gaiyou01.pdf>>;「貯蓄・純貯蓄・負債現在高階級別」(平成26年家計調査)e-Statウェブサイト <<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/file-download?statInfId=000031316433&fileKind=0>>

<sup>(57)</sup> 金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査」[二人以上世帯調査](2014年) <<https://www.shiruporuto.jp/public/document/container/yoron/futari/2014/pdf/yoronf14.pdf>>

<sup>(58)</sup> 「調査結果 単純集計データ」(調査票様式)前掲注<sup>(50)</sup> 平成30(2018)年調査からは質問方法と集計方法に変更があったものの、「運用または将来の備え」を金融資産(貯蓄)とする考え方は継続しており、預貯金について「日常的な出し入れ・引落しに備えている部分は除いてください」として記入した部分は残っている。

<sup>(59)</sup> 前田 前掲注<sup>(46)</sup>, pp.90-91.